

令和8年第1回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和8年3月5日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で再開された。

1. 出席議員（13名）

2番	檜 鼻 貴 博 議員	3番	速 水 真由子 議員
4番	松 本 弘 康 議員	5番	久 保 幸 子 議員
6番	岩 本 克 己 議員	7番	谷 川 暢 一 議員
8番	川 島 富士夫 議員	9番	倉 谷 明 議員
10番	増 井 文 雄 議員	11番	藤 田 正 美 議員
12番	熊 谷 勘 信 議員	13番	辻 岡 正 和 議員
14番	北 原 武 道 議員		

2. 欠席議員

1番 中 村 美 穂 議員

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 旭 明 男 書記 堀 田 美名子

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松 宮 毅	総 務 課 長	竹 内 正
会 計 課 長	石 倉 治 夫	観光まちづくり課長	池 田 和 哉
税務住民課長	松 宮 登志次	環境安全課長	中 村 辰 也
福 祉 課 長	中 村 和 幸	子育て支援課長	原 田 太 輔
健康医療課長	田 中 啓 司	建 設 課 長	飛 永 浩 志
上下水道課長	宮 田 雅 秋	農林水産課長	岸 本 晃 浩
パレオ文化課長	中 西 みや子	歴史文化課長	吉 村 卓 也
教育委員会事務局長	山 本 裕 之		

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 1号 令和7年度若狭町一般会計補正予算（第6号）

日程第 4 議案第 2号 令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 5 議案第 3号 令和7年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

3号)

- | | | | | |
|-----|----|-----|----|--------------------------------------|
| 日程第 | 6 | 議案第 | 4号 | 令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第 | 7 | 議案第 | 5号 | 令和7年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正
予算（第3号） |
| 日程第 | 8 | 議案第 | 6号 | 令和7年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第3
号） |
| 日程第 | 9 | 議案第 | 7号 | 令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第 | 10 | 議案第 | 8号 | 令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第 | 11 | 議案第 | 9号 | 令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正
予算（第3号） |

(午前 9時34分 開会)

○議長（熊谷勘信議員）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（熊谷勘信議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、檜鼻貴博議員、3番、速水真由子議員を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（熊谷勘信議員）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は7名の皆さんから通告がありました。簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問の順序は、5番、久保幸子議員、8番、川島富士夫議員、10番、増井文雄議員、6番、岩本克己議員、9番、倉谷 明議員、3番、速水真由子議員、14番、北原武道議員の順に質問を許可します。

5番、久保幸子議員。

久保幸子議員の質問時間は、10時36分までとします。

○5番（久保幸子議員）

皆様、おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って一般質問をさせていただきます。本日の質問の分量が多くなりましたが、各担当課の皆さんに協力をしていただきながら進めてまいりたいと思います。

さて、今回は令和7年第6回定例会の一般質問において、地域共生包括ケア体制の構築について質問をさせていただきました。御答弁の中には、現在第5次地域福祉計画の策定が進められており、今後のビジョンなどを検討しているとの内容が含まれていました。私としては、この計画が理念にとどまらず、町民の命と暮らしを支える実効性あるものとなるために、制度ごとの縦割り支援ではなく、町民一人一人の人生の流れに寄り添う支援体制へ転換することが、今まさに求められているのではないかと考えています。あわせて、地域共生社会の実現には、行政だけではなく住民・地域・専門職がそれぞれ

の役割を持ち、支え合う仕組みづくりが重要ではないでしょうか。

そこで、中項目 1 では、第 5 次地域福祉計画において、福祉・医療・防災を貫く行政運営をどのように構築し、住民参加や地域主体の取組をどのように位置づけながら、住民と行政が共に動く町へと変えていくのか、町の基本的な方針について伺いいたします。

現在、第 5 次地域福祉計画の策定によって、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの推進を目指しています。一方、少子高齢化の進行により、高齢者や障害者、生活困窮者といった配慮を要する方々が、医療・介護人材の不足によって、災害時における地域医療体制や防災組織力の不安から生じる複合的課題の影響を受けている現状には、あまり変化がないと推察されます。

特に災害時には、日常的に支援を必要とする方ほど影響を受けやすく、平常時の福祉・医療体制充実がそのまま非常時の防災力につながる状況が望ましいと考えられます。加えて、外国人労働者に支えられている企業にとって、福祉・医療・防災の視点を一括して含んだ共生社会の仕組みづくりも必要になってきているのではないのでしょうか。

そこで、第 5 次地域福祉計画を軸に、以下についてそれぞれの立場に沿って伺います。まずは、福祉課にお尋ねいたします。

高齢者や障害者、生活困窮者を取り巻く複合的課題の認識について、福祉の立場から福祉・医療・防災の視点を総合して、困り事が複雑化した町民の声を最初に受け止める窓口をどこの課に設定しているのか、また、窓口の業務範囲から外れた場合どのように把握・整理し、ほかの部署へどのような形で引き継いでいかれるのか、基本的な体制についてお願いしたいと思います。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

それでは、御質問にお答えします。

1 つの世帯に複数の課題が存在している状態を複合的課題と言います。例えば、高齢の親と障害のある子の二世帯が、親が入院して要介護状態になったため、今後の生活をどうしていけばよいかなどが複合的課題になります。複合的な課題を抱える人を把握するには、本人からの相談はもちろんのこと、近隣にお住まいの住民の方や御親戚、民生委員、福祉委員などの役職の方から県福祉事業事務所や病院などの関係機関から情報提供が主なものになっております。

福祉的な困り事に関しましては、まず福祉課が対応いたしますし、上中庁舎 1 階には

福祉課、子育て支援課、健康医療課がありますので、福祉、子育て、医療・健康と複合的な課題に対応できる体制となっています。こちらでまずお話を聞かせていただき、ケースにより必要な関係団体や専門機関へつながらせていただいております。

○議長（熊谷勘信議員）

久保議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

御答弁でも触れられておりました複合的問題の存在を発見し、関係機関が横断的に尽力されているとの現状報告をいただき、まず心より感謝いたします。

また、その他の困り事についても、ふだんから福祉課へ相談するように、当事者家族に丁寧の説明していく必要があるようにも思いました。

次に、災害時における医療・福祉資源の連携と活用についてお伺いいたします。

私は以前から若狭町には要支援者・重度障害者を含む御家族の避難場所について、特に医療的ケアに対応した避難所となる拠点施設が設定されているのかという疑問を感じ調査していました。そんな中、先日、若狭町公共施設等総合管理計画という資料に三方保健センターを災害時の配慮者避難所として活用可能と明記されておりました。その内容には、予防活動の拠点施設として活用していきたい、乳幼児から高齢者までの利用可能な施設、平屋のバリアフリーの施設などで災害時避難所として、妊婦、乳幼児など配慮者の活用が可能であると明記されており、令和17年度から令和27年度までの計画にも同様の内容が示されておりました。しかし、重度障害者を含む御家族に関する具体的な記載は確認できませんでした。

そこで、避難所の運営管理をされている環境安全課にお尋ねいたします。こうした御家族にとって安全な避難場所が事前に分かっているならば、災害時の緊急避難指示が出た際に、避難計画どおりに行動に移せるのではないかと考えられますが、今後、こうしたケアの必要な方々に対応可能な特別避難所を設定するのであれば、場所の確保や管理体制をどのように検討していくのか、今後の進め方についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

防災部局における災害時の避難所につきましては、全体的な避難に主眼を置き、避難所を指定しております。要配慮者やその御家族の方々に対応する避難所としては、指定

避難所の構造にもよりますが、1階に配置された部屋の活用や指定避難所以外のバリアフリー化された公共施設の活用など、災害の種類や規模によりあらかじめ選定しておく必要があると考えております。

なお、三方保健センターに関しましては、公共施設等総合管理計画では要配慮者の避難所としての活用が可能と記載はされておりますが、現状、若狭町地域防災計画において医療救護所として位置づけされております。

また、町では福祉避難所として町内4つの福祉事業所と協定を締結しております。災害発生時、避難が必要となった場合で指定避難所での生活において特別な配慮が必要な方は、町が協定している福祉避難所へ福祉課を通じて連絡することとなっております。引き続き協定先の福祉避難所と訓練などを通して、協定内容の確認をはじめ連携強化を図るとともに、要配慮者やその御家族にも福祉施設について周知をしていきたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

久保議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

町における福祉避難所について町内には4者あり、協定を締結されているとの御答弁をいただきました。平常時から、利用者に対し緊急避難指示が出た場合の対応が、スムーズに行えるような訓練が進んで行われることを望みます。

また現在、福祉避難所の場所や受入れ人数の情報が伝わっていない当事者家族に対して関係部署が連携し、個別避難計画に沿って要配慮者やその御家族の方々が安心して避難できるよう、避難所等の情報を周知していただけるように取り組んでいただきたいと思います。

また、答弁の中にありました若狭町地域防災計画を確認しますと、男女共同参画の取組を通じて日本赤十字奉仕団が防災組織に入っております。この団体は、防災組織にあって女性のみで構成された団体です。一方、若狭町においては、いまだ十分意見が反映され難い団体でもあります。そこで、今後ますます妙齢の女性、または母親として、あるいは祖母として、様々な年代の女性の視点が災害対策組織の中に位置づけられることを強く望みます。

そこで関連して、福祉・医療・防災をつなぐ包括的支援体制の課題についてですが、防災組織の視点から災害時にも切れ目なく機能することは重要であると考えます。今後、医療的ケアの必要な高齢者や重度障害者を含む御家族の避難所が検討されていく過程に

において、幾つかの課題があるように思います。

福祉の観点から福祉課にお尋ねいたします。

想定される避難所の規模に応じて避難される人の受入れ人数も決まってくると思われます。今後、それらのことも含め個別避難計画が進んでいくわけですが、並行して支援を必要とする家族への情報提供が平常時から個々に行われるのではないかとともに思います。町として国の制度を活用した専門職との情報共有化や管理体制を今後どのように計画・検討を進めていかれるのか、進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

御質問にお答えします。

個別避難計画につきましては、本年度中にシステムを導入し、要支援者名簿の作成をしているところでございます。その名簿と本人・御家族の同意書を基に、早ければ夏頃に各集落役員への情報提供や個々の避難計画の作成を依頼します。

また、医療的ケアが必要な方、重度の障害をお持ちの方など、詳細な計画が必要な方に関しましては、介護支援専門員や相談支援専門員の方と連携し、本人・御家族の意思を確認しながら効果的な避難計画を立てていく予定です。

さらに、この個別避難計画を基に、避難時にどのような資材が必要かなどを把握しまして、避難場所や避難体制を検討していくことになります。

○議長（熊谷勘信議員）

久保議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

システムを導入することは、個別避難計画がよりきめ細やかな対応策となり、一人一人の困り事に対して効果的な避難計画が策定できることを期待しております。

続いて、地域医療体制の維持と災害時の医療への備えについて、町民がそれぞれ安心できる暮らしを保障するものとなるよう、福祉・防災を横断した施策を町としてどのように進めていかれるのか。

現在、避難計画では、一般の指定避難所には備蓄倉庫があり、内容についても避難訓練時に確認ができる状況にありますが、医療的ケアが必要な方がどこを避難所とされるかにかかわらず、利用される際に命を守るためになくてはならないもの、必要なものが個別に異なってくると考えられます。

そこで、環境安全課にお尋ねいたします。防災組織の観点から、まず家族それぞれの命を優先にした場合、緊急避難指示が出た際に必要な物資全てを持ち出すことは困難な状況が多いであろうと推定されます。したがって、福祉資源の活用を促進し、医療ケア体制とより緊密に連携するといった防災体制の強化策を進めていく必要があると考えます。そこで、まずこうした対策を検討される予定があるのかお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えします。

災害発生時に避難が必要となった場合には、まずは指定避難所へ避難していただくこととなりますが、生活において特別な配慮が必要な方は、受入れ体制が整った段階で避難していただくこととなります。

しかしながら、福祉避難所の指定はあるものの、施設の被害などで発災直後にすぐに受け入れられないケースも想定されます。また、避難においては急を要する場合が多いことから、日頃から持ち出し用の必要物資の備えをいただくとともに、ケアマネジャーの方やかかりつけの病院との連携が重要です。

今後、防災部局と福祉保健部局等が連携しながら、要配慮者の避難の支援策についてより具体的に検討を進めてまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

久保議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

町を含め多くの自治体が課題としている要支援者や特に医療的ケアの必要な方への避難所の指定については、SDGsの観点から持続可能な開発目標、誰一人取り残さないという理念に沿って、今後の取組が進むことを強く願っております。

また、特別避難所が計画される際には、事前に個々の責任において各自必要な医療ケア物資を備蓄しておけるような場所の確保と管理について、福祉・医療関係者と連携して今後検討していただくことも必要であると考えております。

次に、共生社会の観点から、外国人労働者への関わり方、福祉・医療・防災の視点を一括して含んだ仕組みづくりについて伺います。

若狭町の企業の中にも、外国人労働者やその家族がおられます。実際に、地区防災組織による若狭町自衛消防隊三方地域操法の大会において、企業を代表して参加し、大変

優秀な成績を収められた場面も拝見いたしました。企業における取組や外国人労働者に対しての受入れ環境も素晴らしいものがあると思っています。町としても企業と連携し、外国人労働者やその家族に対して、まずは防災組織の中にどのように位置づけ、企業に対してどのように情報を共有して連携する可能性があるのか、考えをお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

現在、町には外国人についての災害発生時の連絡、避難誘導や避難所での支援策について取組などの計画はございません。今後、近隣自治体等との状況も確認しながら、より実効性のある計画にするため対策等を検討していくとともに、外国人を雇用されている事業所などへ地域の防災訓練などへの参加など、地域共生の啓発などについても検討してまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

久保議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

今後、外国人労働者を含む共生社会が推進されていくと考えられます。そこで、時事的な話題になりますが、国は外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）という方針を示し、県も2026年度当初予算案で、外国人労働者を受け入れる県内企業の環境整備の支援や多文化共生を推進する事業などを拡充しました。若狭町においても、こうした動きに倣うこと期待しております。

これまでの質問や答弁を通して、第5次地域福祉計画を実行性ある計画とするためには、全ての人が役割を持ち、生きる喜びを感じられる福祉・医療・防災を一体とした共生社会の仕組みづくりを統合的に推進するため、行政として責任体制の構築をどのように進めているのか。

また、今後の町のマネジメント、進行管理をどのように確認していくのか、町の基本姿勢と展望についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、久保議員の御質問にお答えいたします。

まず、能登半島地震から丸2年、また東日本大震災から15年が経過しようとしております。そして、先日3月1日に開催され、久保議員も御参加をされておられましたが、第2回の嶺南地域における医療的ケア児者の生活を支えるシンポジウム、これに私も参加させていただきましたけども、日頃配慮が必要な方々の支援のみならず、災害時への備えが大切だと感じていた中でこのような御質問をいただいて、大変意義ある御質問だなと感じているところでございます。

その上で福祉・医療・防災をシームレスにつなぐ地域包括ケアと災害対応の連携課題につきまして、大きく分けて、組織間の連携、次に情報の共有、避難・支援の現場対応、資源・人材の確保の4つが挙げられると考えられております。

まず、組織間の連携につきましては、防災部局では全体的な避難を主眼に置き、そして福祉・介護・障害担当部局では個別の支援に主眼を置いております。それぞれ機能を有しておりますので、平常時から福祉保健部局等との連携が重要であると考えており、今年度からは部局合同で担当者レベルでの災害時の体制づくり研修会などを実施し、連携の確認・強化に努めているところでございます。

次に、情報の共有についてですが、防災部局では地域防災計画に記載のとおり、それぞれの班体制により役割を担う中で、ハード・ソフトの両面で情報の一元化が必要であると考えております。

また、令和8年4月からのシステム稼働に向けて、福祉課において避難行動要支援者名簿の作成を進めているところでございますが、今後、個別避難計画を作成していく中で、実際の避難時に活用できる計画の策定と災害時に迅速に連携できる仕組みの構築が必要だと考えております。

次に、個人情報保護の観点から、集落の役員さんや民生委員・児童委員のほか、自主防災組織や避難所と情報共有するためには、本人の同意が必要であることや、情報連携の際に誰がどこに避難しているか、どのような医療や福祉ニーズがあるかなど、発災後に変化していく中での情報共有の在り方なども課題であると捉えております。これまでのそれぞれの取組の積み重ねが大切でありますので、一人一人に対応した効果的・効率的な運用方法をさらに検討してまいります。

次に、避難・支援の現場対応についてですが、避難所には高齢者の方や車椅子利用者、障害者、乳幼児、ペット同伴の方など、様々なケースが想定されます。スペースやプライバシーを確保しながら避難所運営をする必要があることから、避難所班の運営に関してのスキルアップが必要になります。

また、福祉避難所の指定はあるものの、施設の被害状況などで発災直後にすぐに受け入れられないケースも想定されることから、平常時からの災害時の避難受入れについての訓練なども重要であると考えております。

最後に、資源・人材の確保についてですが、状況によっては福祉・保健部局の職員自体も被災者である場合も想定されます。対応が長期化することによって心身の疲弊やストレスが限界に達することも想定されます。そういった場合に専門チーム、DWA T（災害派遣福祉チーム）やDMA T（災害派遣医療チーム）などの協力を得る必要もあり、それらの支援チームが現場に投入された際には、スムーズに受入れができる体制の構築も重要であると考えております。

災害時の連携体制につきましては、これらの課題に対し防災と保健・福祉の連携が重要であり、平常時からの関係構築と訓練での実践が必要であることから、町としても防災訓練などにおいて課題を意識し、また町民の皆様や団体や事業者など、幅広い参加を促しながら、官民一体となった訓練を積み重ねていくことが重要であると認識しております。

○議長（熊谷勘信議員）

久保議員。

○5 番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

災害時の避難場所開設に当たり、現状では災害対策本部の指示の下、職員が鍵を開けると聞いておりますが、御答弁のように職員自体も被災者である場合、避難所の開設運営を自主防災組織の手で起動できる体制を維持するためにも、課題を意識し、町民や団体、事業者など幅広い参加によって官民一体の日々の訓練が大切だと思っております。避難所の開設は、専門チーム、自衛隊やボランティアの受入れなどにもつながってくると思います。

災害時の連絡体制は、各部署が連携し話し合うことで、福祉面だけでなく行政全体において情報共有の必要性を改めて知ることができると思います。その成果が、様々な困り事の解決に結びつき、住民の利益として還元されることを期待しております。

また、災害時においても感染症の蔓延においても、人的資源・医療的資源がともに圧迫される状況では、ほかの医療機関と同じく医療的ケアに対応したレスパイト施設を若狭町に整備するに当たって、どんな状況下でも持続可能な運営を目指して訓練、人員の物資の確保について、今後それらの取組が進んでいくことを大いに期待しております。

引き続き、中項目 2 点に移ります。実効性ある地域福祉計画として支え合いの実現に

ついてお伺いいたします。

まず、福祉課にお尋ねいたします。

第5次地域福祉計画では、地域における支え合い体制の構築が重要な柱として挙げられています。その中で、共生社会の構築が示されておりますが、その効果が町民一人一人の暮らしの中で実感できるものとなっているかが問われています。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

まず、居場所づくりは、交流事業だけではなく孤立の予防や困り事の早期発見につながる地域のセーフティネット機能としてどのような役割・位置づけを想定し、政策として整理されていますか。

また、高齢者や障害者、子育て世代など、属性を超えた居場所づくりについてどのように取組をされていますか。

また、個別の居場所づくりの取組が点で終わることなく、地域の支え合いやコミュニティ形成へとつながる仕組みや連携につながることも重要です。そこで、自治会、民生委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティア等の中での役割分担が、善意や自主性に委ねられている部分について、どのように把握し、今後継続していくための支え合いの仕組みづくりがどう計画されているのかお伺いいたします。

○議長（熊谷勸信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

御質問にお答えします。

福祉で言う居場所づくりにつきましては、地域社会で孤立せず、住み慣れた地域で安心して自分らしく過ごせる場所や活動を提供することを指します。町では、交流や社会参加の機会創出、心身の健康維持、精神的な支え合いの役割を持つものとして、大切なものとして位置づけております。

現在、居場所づくりの活動として、高齢者については集落サロンや老人クラブ活動などがあり、地域包括支援センターにおいてフレイルチェックや健康体操などの介護予防の活動の場として重要視しております。

また、障害のある方や子育て世代に対しては、子ども・若者サポートセンターや子育て支援センターなど様々な活動を実施しており、身体障害者福祉協会、「のぞみ会」など障害者の家族の会の活動につきましても、相互の交流と交歓の場を目的として支援をさせていただいております。

今後も支援を継続するとともに、行政や事業所、各種団体を通じて情報共有や連携を

図り、居場所づくりについて検討してまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

久保議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

居場所づくりは、住み慣れた地域で安心して自分らしく過ごせる身近な場所をもたらす意味でとても重要です。今後も集落サロンや老人クラブの皆さんが長く活動を続けていかれるよう、厳しい情勢ではありますが、町としてもできるだけ支援ができる体制を取っていただければと思っております。

続いて、地域福祉計画が実行性ある計画として機能しているのかどうか、検証方法として伺います。

事業の参加者数や担い手の広がりや困り事の早期発見など、支え合い機能の状態を把握するため、どのような指標や評価方法があるのかについてお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

御質問にお答えします。

地域福祉計画を上位計画としまして、基本計画や大方針を定めます。また下位計画として、具体化や実施手段を定める高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画などがあります。これら個別の計画において、それぞれの進捗状況の管理・評価をするためPDCAサイクルを取り入れ、取組や事業の把握、評価をしながら改善・見直しを行い、推進していくことになります。

また、活動事業の参加者数や相談件数、利用者数を各窓口に確認する量的評価のほか、アンケートによる利用者の満足度調査、専門職へのヒアリングなどといった質的評価に取り組んでまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

久保議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

今後、さらにPDCAサイクルを取り入れ、改善・見直しが進められているとのこと。参加者などからのアンケートを基に専門職へつなげるといった新進的な取組は、理想から実効性ある地域福祉計画へと変化するものと予想されます。今後ともよろしくお願

いたします。

引き続き、中項目3として、人生の段階ごとに寄り添う切れ目のない支援体制の構築について伺いいたします。

高齢化が進む中で、町民一人一人が年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる町であることは、行政にとっても大切な目標であると感じています。特に医療、介護、障害福祉、就労支援といった分野は、制度上は分かれていても、町民の人生において切れ目なくつながっています。したがって、複数の制度を横断的につなぎ、町民の人生の段階ごとに連続する支援が必要であることから、以下の点について伺いいたします。

まず、健康医療課にお尋ねいたします。

健康づくり、介護予防、フレイル予防は要介護状態を防ぎ、住み慣れた地域での生活を支える基盤となります。町が運営する診療所は、医療専門職を有する立場として、地域での予防活動や交流の場、公民館活動にどのように専門的知見を還元し、福祉と連携していくのでしょうか。さきに述べたような住民による健康増進活動などに対して医療専門職がどのように知見を提供し、医療の現場と結びつけていくのか、今後の体制について伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

町の直営診療所は、町民一人一人に寄り添い、健康とその人らしい生活を守ることを理念に掲げ運営しております。これまで地域住民からの要望を受けて、内科医師が出前講座として集落サロンへ出向き、高齢者に多く見られる疾病と予防策や、正しい血圧の測り方などの講演を行っております。

また、町老人クラブの会員を対象に、院内のリハビリ専門職員がフレイル予防講座を行ったり、ハート&アートフェスタでは実技を交えた肩・腰・膝の健康教室を行っております。これらの取組などについては、令和7年度から上中診療所が毎月発行している「あるある新聞」の中で紹介しております。この「あるある新聞」は、上中診療所をより身近に感じていただき、町民に親しまれる診療所にしたいという思いから発行しており、イベントでの取組の紹介のほか、外来担当表や外部医師の紹介、注意すべき疾患などを掲載しております。

なお、この新聞は、院内・待合室での閲覧や、上中診療所のホームページ、若狭町公

式LINEでも定期的に発信しているところでございます。

さらに福祉課の地域包括支援センターが所管している医療や福祉、介護など多職種連携を目的とした在宅療養検討委員会において、医師や看護師、リハビリ専門職員などの医療職が専門的助言を行うなど、生活の基盤を支え、医療と生活とをつなぐ切れ目のない支援活動を行っております。

今後も地域住民の健康づくりの支援を目的に、これらの活動を継続・強化していくとともに、老人クラブやサロンの集落世話人、地区公民館や地域づくり協議会での住民主体の活動やイベントにおいて、健康をテーマとした講座などの実施について、御要望があれば専門の医療職が積極的に協力することにより、健康、介護予防、医療に関する専門的知見を診療所内にとどめず、地域へ直接届けていきたいと考えております。

こうした活動を続けていくことにより、地域医療を担う町の直営診療所として安心して受診していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

久保議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

健康医療課の答弁から思い出したことがあります。遠くで自立した子供たちの中に、地元で暮らす親のことを思い、「自分たちではなかなかできないから、町にお願いして福祉や医療に使ってもらいたいとの思いで、ふるさと納税という形で寄附をしている」と言っていた方がいらっしゃいました。町の診療所は平時から健康づくりや在宅療養など福祉面において、闘病中から看取りまで一貫して連携し、住み慣れた地域での生活を支える基盤となっています。管理運営上、様々な問題があると思います。住民はもちろんのこと、遠く離れた子供たちの思いを受け止める、そんな地域診療所の必要性を改めて感じました。

また、これらの診療所の取組をホームページや若狭町公式LINEで周知することによって、若狭町を親の老後を安心して任せられる町として認識した世代から、今後も子の御支援が続くのではないかと考えております。地域包括支援センターが所管している多職種連携によって、町民一人一人に寄り添い続けていただき、切れ目のない支援活動の場としての直営診療所運営を今後とも期待しております。

次に、教育委員会にお尋ねいたします。

公民館や集落センターは、高齢者の交流や見守り、健康づくりの拠点であり、地域包括ケアを支える生活基盤です。一方で、施設の老朽化、耐震性、人口減少による集落機

能の変化など、今後30年先を見通した施設の耐用年数・安全性・地域ニーズ・人口動態を踏まえた維持管理や再編の指標を、町としてどのように整理しているのかお伺いたします。

○議長（熊谷勘信議員）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、公民館は高齢者の交流や見守り、健康づくりの拠点として、地域にとって欠かせない重要な生活基盤であると認識しております。施設の維持管理につきましては、これまでも耐震化や老朽化対策を計画的に進めてきたところでございます。

今後、急激な人口減少や社会情勢の変化などが予想される中、施設の長寿命化や適正配置といった中長期的な視点を持つことは不可欠であります。地域コミュニティの維持・活性化を持続可能なものとするためにも、各地区の実情や地域の皆様の御意向を十分に尊重しながら、これからの時代にふさわしい人づくり・地域づくりの拠点としての在り方を検討してまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

久保議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

耐震化や老朽化対策は、人口減少に伴って長期的な視点で建物の活用方法を検討していく際、地元の要望も鑑み、公共施設等総合管理計画の見直しも今後進めていかれることを望んでおります。

また、高齢化率の増加から、歩いてでも行ける集落センターや公民館の在り方について検討を進めていただくようお願いを申し上げます。

次に、福祉課にお尋ねいたします。

障害のある方の就労支援の充実とともに、親亡き後の生活基盤の整備が不可欠になります。町として将来どのような地域生活支援の姿を描き、体系的に整備していこうとしているのかお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

御質問にお答えします。

障害のある方の重度化・高齢化や、親亡き後もなれ親しんだ地域での生活を継続支援するため、美浜町から高浜町までの5市町の福祉関係機関が広域で連携し、障害のある方の生活を地域全体で支える「地域生活支援拠点」の整備を検討しております。

この地域生活を支える4つの機能として、1つ目に、障害のある方の生活全般に関する相談に応じる「相談機能」、2つ目に、介護者の急病等の緊急時に短期入所等への受入れや医療機関への連絡等必要な調整を行う「緊急時の受入れ・対応機能」、3つ目に、グループホームや日中活動など地域生活を体験する機会やその場を提供する「体験の機会・場の提供機能」、4つ目に、障害のある方の様々なニーズに対応できるサービス提供体制を確保する「専門的人材の確保養成等機能」を強化し、充実を図るべく取り組んでまいります。

また、現場の意見を反映させるため、若狭町・美浜町地域障害児（者）自立支援協議会において課題を共有し、解決に向けサービス向上のための研修や出前講座の実施、連携の強化、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の整備を進めてまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

久保議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

最近、特に医療的ケアが必要な当事者家族との話し合いを重ねております。この対話を通して、親亡き後に降りかかる問題の深刻さを改めて実感いたしました。したがって、5市町の関係機関が広域で連携し、地域生活を支える4機能の推進、サービスの基盤整備が進められているとのことについては大変喜ばしく思っております。

今後は、行政とケアマネジャーなど福祉コーディネーターの皆さんとで情報を共有し、当事者家族のそれぞれのニーズに合った個別支援の情報を確実に、過不足なく届ける体制を実現してまいりますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、以上論じてきた取組は、予防、在宅療養、将来支援という段階の違いはあっても、町民一人一人の人生に寄り添う一連の支援であるべきではないかと感じています。医療・介護・障害福祉・就労・地域のを、分野ごとではなく人生を通じた支援として捉えることについて、人生を最後まで支える設計図として町はどのような考えを持っておられるのか伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

御質問にお答えします。

人生を通じた支援の考え方としましては、個々の課題に応じて対応していくのはもちろんのこと、ライフステージに応じるよう人の一生を、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期といった年齢や生活状況に伴う段階に分け、それぞれの時期において、特有のニーズや課題に応じた支援を途切れることなく連続的に提供できるよう、人生の段階を一貫した支援体制という視点に立って施策の充実を進めていくことを考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

久保議員。

○5番（久保幸子議員）

ありがとうございました。

本日は、第5次地域福祉計画を軸に、福祉・医療・防災を一体として捉えた町の在り方についてお伺いいたしました。

今回の質問を通して改めて実感いたしましたのは、制度は分かれていても、町民の人生は決して分かれていないということです。高齢になっても、障害があっても、生活が困難であっても、そして災害という非常時に直面したとしても、町民の暮らしは一続きの時間の中にあります。だからこそ、行政運営もまた平常時と非常時、福祉と医療、防災と地域づくりを別々に考えるのではなく、一人一人の人生を真ん中に置いた仕組みづくりとして結び直していくことが必要だと強く感じております。

支援が必要になってから制度につなぐ町ではなく、困り事が深刻化する前に気づき支え合える町へ。災害が起きてから慌てて名簿を見る町ではなく、日頃の見守りがそのまま命を守る力になる町へ。町民の暮らしの中で実感できる生きた計画として動いていくことを願い、町としてのさらなる取組を期待し、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議員）

8番、川島富士夫議員。

川島富士夫議員の質問時間は、11時26分までとします。

○8番（川島富士夫議員）

議長並びに理事者の皆様、おはようございます。公明党の川島でございます。

今回も通告書に従い、大項目で2点質問をさせていただきます。理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また分かりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

大項目の1点目、5歳児健診について幾つかお尋ねをいたします。

渡辺町長の施政方針でも触れられていましたので、経過の確認を含めて質問をさせて

いただきたいと思います。

近年、就学前の子供の発達支援や健康把握の重要性が高まっています。国におきましても、就学前の段階で総合的な健診の必要性が強く唱えられています。その中で、いわゆる5歳児健診は、幼児期の心身の発達や社会性の状況を確認し、必要な支援につなげる上で非常に重要な機会であります。

国の方針を確認しますと、こども家庭庁は2028年度までに全国の自治体における5歳児健診の実施率100%を目指すとしており、市町村が実施できるよう費用補助や体制整備の支援を拡充しているところと承知をしています。しかしながら、現時点では5歳児健診は母子保健法上の義務ではなく、自治体の任意の取組であることも承知をしています。

本町でも、これまで1歳半健診、3歳児健診を丁寧に実施していただいております。子育て支援に対する現場の努力には敬意を表したいと思います。その上で何点か確認をさせていただきます。

まず、本町では5歳児健診を実施されていますか。現状をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

現在、母子保健法に定められております1歳6か月児健診と3歳児健診につきましては、子供の健やかな成長を確認する重要な機会として実施しておりますが、5歳児健診につきましては、法的な義務づけがない現時点では、本町においては実施しておりません。

○議長（熊谷勘信議員）

川島議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。

現在、5歳児健診は実施していないとのことでした。しかし、5歳は発達特性がより明確になり、就学前の最終確認として極めて重要な時期であります。

こども家庭庁は、2028年度までに全国実施率100%を目標に掲げております。これは地方に負担を押しつけるのではなく、国も支援を強化するという方向性だと理解しております。本町としてこの制度の必要性をどのように受け止めていらっしゃるのか、基本的な考えをお伺いします。

○議長（熊谷勘信議員）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

国の方針では、発達障害などの早期発見や支援を目的に、こども家庭庁が2028年度までに全国での実施を目指し、就学前の適切なフォローアップ体制の構築を推進しているところでございます。

町といたしましては、就学に向け円滑に移行できるよう、心身の発達が著しい幼児期において、集団生活への適応や発達の状況を多角的に把握することにより、必要に応じて相談や支援につなげていくことは大変重要であると考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

川島議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。

国の動きと歩調を合わせ、本町にとって最適な形を検討いただき、そのための前向きな議論をお願いします。

それでは、次に行きます。今後、本町で5歳児健診を実施する場合の課題、すなわち体制整備、費用、医療機関や保健師等の確保、保護者への周知方法についての検討状況をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議員）

田中健康医療課長。

○健康医療課長（田中啓司課長）

それでは、御質問にお答えします。

本町では、この5歳児健診は大変重要と考え、新たに令和8年度からこの健診を導入することとし、小児科医師や言語聴覚士、保健師、町の保育所長、民間保育園長、教育委員会、保健所の方々と5歳児健診の開始に向けてワーキング会議を行い、実施方法や問診票の選定、人材確保など実施に向けて準備が整ったところでございます。

健診体制につきましては、まず対象となるお子様全員に問診票を配布し、その上で必要と判断された対象の方のみが、医師の診察により健診を受ける手順で進めていく方法を予定しており、健診に不可欠な医師等の専門職の確保につきましても、小児科医師や言語聴覚士、また県など関係機関等へ協力を依頼しております。

事業費においては、国の補助金を活用して実施していくところであり、保護者への周

知方法につきましては、各保育所を通じて健診の御案内と問診票の配布を予定しております。また、それ以外の在宅時につきましては、個別に御案内をしていく予定でございます。

○議長（熊谷勘信議員）

川島議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。

5歳児健診を令和8年度から導入するとの明確な御答弁をいただき、大変心強く思います。また、多職種によるワーキング会議を開催し、具体的な準備を進められておられることも高く評価をいたします。

5歳という年齢は就学前の重要な節目であり、この段階での適切な気づきと支援は、子供本人だけでなく保護者の安心にも直結します。一方で、問診票により対象者を選定する方式とのことですが、支援が必要なお子様を取りこぼすことのないよう、現場との十分な連携と丁寧なフォロー体制をお願いしたいと思います。

専門職の確保につきましては、今後の最大の課題であると考えます。安定的な体制構築に向け、引き続き全力で取り組まれることを強く期待いたします。

次に、子供たちが安心して小学校生活をスタートできるよう、5歳児健診を含めた切れ目のない支援体制の充実について、町として積極的な取組をしてほしいと思います。

渡辺町長のお考えをお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議員）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、川島議員の御質問にお答えいたします。

冒頭、議員からも御指摘をいただきましたが、若狭町の乳幼児健診につきましては、大変丁寧であるということで御好評の声もいただいております。また、現場の職員も熱心に取り組んでくれていることは大変うれしい限りでございます。

その中、若狭町におきましては、全ての子供たちが健やかに成長し、誰一人取り残されることなく学校生活を送ることができるよう、令和8年度から5歳児健診を導入させていただきたいと考えております。一人一人その子の特性に沿ったきめ細やかな支援を充実させることが大変重要であります。

これまでも就学前の幼児を対象に、保育士や保護者の方からの相談に基づき、保育カウンセラーによる指導や助言などの支援を行っております。その個別支援内容を継続支

援ファイルとして作成し、関係機関での共有を図りながら支援の提供に努めているところでございます。

今回、5歳児健診を導入し継続していく上では、必要となる医師及び専門職などの人材確保が重要であります。また、健診で行う身体の発育状況や幼児期における社会性の発達状況等を踏まえ、支援が必要であると判断されたお子さんに対する療育・保育・教育との連携などを含めた健診後のフォローアップ体制の拡充が重要であることから、これを踏まえて、教育委員会ではこの健診で得られた情報を基に、学校教育への円滑な接続をコーディネートする「教育相談専門員」の配置を令和8年度から予定しており、これによって適切に学校現場へと引き継ぐことで支援体制を充実させながら、子供一人一人の特性に応じた具体的な支援につなげていきたいと考えております。

こうした人材の継続した確保や、保護者の皆様への丁寧な対応を心がけ、役場内はもとより県や医療機関などの関係機関とも十分に連携を図りながら、就学に向けて切れ目なく継続した支援体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

川島議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございました。

教育相談専門員を配置し、5歳児健診で得られた情報を学校教育へ円滑につなげる体制を整備されるとの御答弁でした。大変心強く受け止めております。

発達面のみならず、就学前から学校現場へと切れ目なく支援をつなぐ体制構築は、子供たちの安心につながる重要な取組であります。ぜひ着実に進めていただきたいと思います。

子どもが安心して学校生活を送るためには、発達支援と同時に身体面の早期発見も極めて重要であると思います。現在、多くの自治体では、3歳児健診時に屈折検査機器を用いた視力のスクリーニングを導入しております。弱視や遠視などの早期発見につなげております。本町でも数年前から導入していただいております。誠にありがとうございます。

その感謝の上で申し上げます。5歳児健診時にも屈折検査機器を用いた視力のスクリーニングを再度行ってほしいと思います。3歳から5歳までの2年間で子供の目の状態は変化します。特に最近では、スマホやタブレット等の普及により、就学前から近視が進むケースが増えております。3歳で異常なしでも、5歳で変化が出ている可能性もあります。

くどいようですが、ぜひ屈折検査機器を用いた視力のスクリーニングを5歳児健診に取り入れていただけることを期待して、次の大項目2点目、学校給食無償化について幾つかお尋ねをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本町が財政的に厳しい中でも、昨年9月より小中学校の給食無償化を実現されたことは、子育て世帯にとって大きな安心であり、本町の強い意思表示だと評価をしております。この施策は町の魅力向上にもつながる重要な取組です。その上で確認をさせていただきます。

まず、国の支援が小学校に限られる点についてでございます。国は今年4月から学校給食費の無償化について、小学校を対象に支援を開始するとしております。一方で、中学校については対象外となっていますが、本町として中学校給食費を今後どのように位置づけ対応していくお考えなのでしょうか。町の方針をお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議員）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅教育長）

それでは、御質問にお答えします。

本町では、子育て世帯の経済的負担の軽減と健やかな子供たちの成長を支援するため、昨年9月より小中学校の給食費無償化を町費にて実施しております。国においては、本年4月から小学校の給食費無償化を支援する方針を示しており、現時点で中学校が対象外となっていることは承知しております。

本町としましては、給食費無償化は義務教育期間における一体的な支援として位置付けており、中学校の給食費無償化につきましては、保護者の皆様が安心して子育てができるよう、町独自の施策として続けていく考えであります。

○議長（熊谷勘信議員）

川島議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。前向きな御答弁をいただき安心いたしました。本町が義務教育期間を一体的に支援するとの姿勢は大変評価をいたします。

次に、国支援による町負担の軽減分、軽減できるんじゃないかという想定の下ですが、つまりその余剰分の扱いについてお尋ねいたします。

国の支援により、小学校給食費については町の財政負担が一定程度軽減されることになると考えます。その結果生じる町財源の、失礼ですけども余剰分については、どのように活用するお考えなのかを伺います。

○議長（熊谷勘信議員）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えいたします。

本町の学校給食費につきましては、食材費の高騰が続く中にあっても給食の質を維持し、安全でおいしい給食を子供たちに提供することは、町の重要な責務であると考えております。そのため、令和7年度より児童生徒1人当たりの食材費を月額300円増額し、令和8年度の予算編成においては、小学校低学年で約5,400円、高学年で約5,500円を基礎単価として計上し、必要な財源の確保に努めているところであります。

こうした中、令和8年4月から小学生1人当たり5,200円の国庫補助が開始されることにより、小学校における町の公費負担分は一定程度抑制されるものと見込んでおります。しかしながら、食材費のみならず光熱水費を含む給食センター全体の運営経費も増大しており、給食事業を取り巻く財政状況は依然として厳しいものと認識しております。町といたしましては、国の支援策を最大限に活用しつつ、今後も安全安心でおいしい学校給食を安定的に提供できるよう努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

川島議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。

有効に活用されとの御答弁をいただきましたが、その具体像が町民にはまだ見えにくいというようにも感じております。その余剰分については、中学校給食の無償化の財源に充てる、あるいは給食の質の向上、例えば地場産食材の活用、栄養価の充実、食育の推進などに生かすお考えはないでしょうか。御見解をお伺いします。

○議長（熊谷勘信議員）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えいたします。

議員より御提案いただきました地場産食材の活用や給食の質の向上、栄養価の充実、そして食育の推進などにつきましては、学校給食を生きた教材と捉え、給食費無償化の実施状況にかかわらず、これまでも本町の重点事項として取り組んでまいりました。昨今の物価高騰などの影響が続く厳しい状況下にあっても、県の補助制度等を活用しながら、栄養基準の遵守はもとより地産地消の推進に努めているところであります。

今後におきましても、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、学校給食のさらなる充実に取り組んでまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

川島議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございます。

従来から重点的に取り組んでこられたことに私は理解をし、また感謝もしております。その上でもうひと工夫という思いで伺いました。

最後に、恒久的な無償化継続の意思についてお尋ねします。

本町は歳入の約7割を国に依存する厳しい財政状況にありながらも、昨年9月から小中学校の給食無償化を開始されております。そこで、今後の国の支援制度の動向にかかわらず、本町は子育て支援策の柱として学校給食無償化を恒久的に継続していく意思がありますか。渡辺町長のお考えをお伺いします。

○議長（熊谷勘信議員）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、川島議員の御質問にお答えいたします。

私が町長である間は、こういった子育て支援政策を進めていきたいと強く決意をしているところでございますが、本町の財政状況につきましては、人口減少による地方交付税等の減収に加え、公共施設の老朽化や物価高騰による経費の増加など大変厳しい状況にある中において、ふるさと納税にも力を入れ、限られた財源を最大限に活用しながら、効率的かつ持続可能な財政運営の堅持に努めているところでございます。

そのような中、昨年9月より小中学校の給食費無償化を実施させていただきました。町が目指す「親子が笑顔で過ごせる幸せいっぱいのもち」という政策目標の実現に向けた取組でもあり、将来の若狭町を担う子供たちの健やかな成長を支えるとともに、保護者の皆様の経済的負担を軽減することを目的として実施させていただきました。物価高騰など生活コストが増大する中で、安心して子育てできる環境づくりは急務であります。その中で給食費無償化は子育て支援策の重要な柱として位置づけており、今後も継続していく考えであります。

一方で、事業の継続に当たりましては、議員御指摘のとおり、安定した財源の確保も重要であります。国はこどもまんなか社会の実現を掲げ、ようやく小学校を対象に支援を始めますが、今後も国の責任において支援が継続され、さらには対象を中学校にまで

拡充されるよう国に対しても強く要望を続けてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

川島議員。

○8番（川島富士夫議員）

ありがとうございました。町の前向きな姿勢を確認できました。

5歳児健診も給食無償化も子供の未来への投資という点では共通の目標です。本町の未来を担う子供たちのために、より実効性のある取組へと発展させていただけることを期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議員）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（熊谷勘信議員）

再開します。

10番、増井文雄議員。

増井文雄議員の質問時間は、12時までとします。

○10番（増井文雄議員）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、若狭町農業の現状と今後の方策についてということでよろしくお願いいたします。

若狭町は豊かな水と三方五湖を代表される自然環境に恵まれまして、水稻、特にコシヒカリを中心とした水田農業が盛んであります。また、日本海側最大の福井梅や岩屋梨など特産果樹の栽培にも積極的な地域であり、本町の大きな財産になっております。

日本でも全国的な問題ですが、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、少子化と農業従事者の高齢化による担い手不足減少は本町においても例外ではなく、耕作放棄地の拡大と有害鳥獣被害増加が地域コミュニティの維持や美しい自然環境の保全に大きな影響を与えております。

一方、農業は食料の安定供給のみならず、地域環境の保全や観光資源としての側面も持つ本町の基幹産業でもあります。令和6年3月には、北陸新幹線敦賀延伸により新たな観光客受入れや本町の食の魅力を発信する機会拡大につながっております。

今後、この貴重な資源を次世代へ引き継ぎ、持続可能な農業実現のためには、農家

個々の努力だけではなく、町が主導した「生産力向上」と「稼げる農業への転換」が最重要と考えております。以上のような背景を踏まえ、質問をさせていただきます。

まず、第1点目としまして、若狭町農業の現状について伺います。

1つ目、農林業センサスにもありますが、農業経営体も耕作面積も大幅に減少している中、農業従事者の平均年齢も70歳を超えていると聞いております。現状及び最新の農業従事者や耕作面積の推移をお伺いいたします。

また、現状等の中での2点目といたしまして、第2次若狭町総合計画「魅力あふれる産業で幸せに暮らせるまちへ」、「農林水産業の再生と活性化」の中での評価指数でございますが、1つ目の農法人化数、2番目の新規就農者育成数、3番目の1号遊休農地面積についての進捗状況をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

町の農業情勢につきまして、農林業センサスによりますと、2015年調査で815人、2020年調査では530人であった農業経営体が、2015年調査では391人となっており減少が続いている状況です。

耕作面積については、2015年調査で1,746ヘクタール、2020年調査では1,696ヘクタールであった耕作面積が、2025年調査では1,386ヘクタールとなっており、こちらも減少が続いています。

また、細目書により2015年の認定農業者を中心とした担い手の数は104経営体、その経営面積については合計960.6ヘクタールとなっていました。2025年には担い手の数は110経営体で、経営面積については合計1,283.9ヘクタールの水田となっており、担い手の数は微増していますが、経営面積については大きく増加している状況となっております。

若狭町総合計画の評価指数（KPI）については、施策分野「魅力あふれる産業で幸せに暮らせるまちへ」の（2）「農林水産業の再生と活性化」の施策の項目に、令和3年度を基準年度として令和9年度のKPI目標を設定しておりますので、現状の実績数値として令和6年度の実績でお答えいたします。

農業法人化数については、基準年度が29経営体、目標が33経営体のところ、現在31の経営体が法人化されております。

新規就農者の育成数として、かみなか農楽舎の研修生の受入れ数については、基準年

度が49人、目標が70人のところ、現在53人の受入れ、育成が行われております。

1号遊休農地面積については、基準年度が12ヘクタール、目標が7ヘクタールのところ、現在16ヘクタールとなっております。

○議長（熊谷勘信議員）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

当町の農業を取り巻く状況が大変厳しいことが見てとれます。若狭町総合計画の評価指数も目標に対する数値も、項目により進んでないところもあるようでございます。目標は令和9年末ですので、引き続き取組のほう、よろしくお願いいたします。

次に2点目といたしまして、200年以上の歴史ある福井梅や若狭町独自の岩屋梨、そして特産山内かぶらなどは、市場関係者からも高い評価を受けておりますが、手作業も多く、高齢で仕方なく栽培を諦める農家も出ております。こうした中、新規就農者が既存の技術を引継ぎ、ブランドを高め維持拡大していくことが急務と考えております。

そこで、第2次若狭町総合計画の中の施策にある、特産品及びブランド開発と販路拡大支援の成果について、その具体的取組の成果と課題についてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

特産品のブランド化は、地域産業の付加価値の向上や単価の上昇、販路拡大につながる取組としまして、町の総合開発計画の中期基本計画に挙げております。特産品の中でも、山内かぶらは日本地理的表示産品に登録され、若狭町にしかない特産品、若狭ブランドとして確立し、生のかぶらは京都の菊乃井をはじめリーガロイヤルホテルなどとの取引も毎年続いております。

また、加工品は東京や大阪での販売や、町内の郵便局においてギフト販売が始まるなど、売行きも好調でメディアでも取り上げられ、知名度も上がってきております。

新商品の開発につきましては、自社で加工品を考案し販売をしているほか、株式会社デキタからは、規格外のカブラを使ったスープや種を使ったマスタードなど新商品が販売されており、現在、廃棄されるカブラの葉の部分を使った商品開発も進められております。

福井梅に関しましても、昨年度、町内の菓子店におきまして、町内産の梅とレモンのコラボによるレモンケーキが販売され、新たな特産品「若狭レモン」の誕生と加工品の

開発が実現しております。

また、「熊川葛」は、地元の熊川葛振興会により町の特産品として手間を惜しまず丹念に製造され、地元でも葛まんじゅうとして夏の風物詩となっております。

こういったように、本町では生産者自らが加工までを担っている点が特徴で、これは原料のトレーサビリティの確保や品質管理の面で優位性を持ち、ブランド化を進めていく上での強みであると考えております。特産品のブランド化につきましては、実効性のある仕組みづくり及び生産者の理解が重要であることから、生産者を後押しでき、かつ持続可能な方法を検討しながら支援をしてまいりたいと考えております。

また、これらの特産品は、ふるさと納税の返礼品としても登録をしていただき、寄附額の増大に寄与しているとともに、ふるさと納税は特産品の販路拡大の一翼も担っておりますので、引き続き相互関係を強める施策を進めてまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

ありがとうございました。

今後は町やJA、生産者、各企業と協議した上で連携強化を図っていただきながら、特産品の生産体制強化や新技術導入も併せて若狭ブランド確立に力を注いでいただきたいと思います。そのブランド力を生かし、三方五湖や熊川宿などの観光資源と食文化と結びつけ、観光客に向けた特産品の促進体制整備も必要ですし、ふるさと納税を生かした新たな商品開発も重要と考えるので、今後の取組のほうをよろしく願いいたします。

特に梅に関しましては、もう一度日本海側一の産地を取り戻していただきまして、正真正銘の青いダイヤと呼ばれるよう、福井梅で産地と生産者が元気になっていただきたいと思います。

次に、3点目の質問をさせていただきます。

農業を取り巻く環境ですが、世界では人口の増加や気候変動による異常気象で食料需給が不安定化し、食料の輸入価格も上昇しております。日本においても、基幹的農業従事者がこの25年で半数の111万人となっております。そのため、農地面積も毎年3万ヘクタールずつ減少しているのが現状でございます。

また、農業インフラも老朽化が進行している中、近年は自然災害リスクも増大し、集中豪雨の激甚化・頻発化、そして渇水問題などが発生しております。生産性向上に向けた生産基盤の強化が必要になっております。

当町が目指す農林水産業の生産力向上について何点かお伺いいたします。

まず最初に、上記の問題を踏まえまして、効率的な農作業実現に向けた集落営農組織、認定農業者、農地集積・集約化への取組についてをお伺いいたします。

次に、農業者の高齢化による担い手や労働者不足を補うため、ドローンでの農薬散布や自動操舵トラクターやコンバインなど、スマート農業技術導入が急務であります。そこで、スマート農業への支援策と今後の取組についてをお伺いいたします。

3点目の福井梅産地改革等の取組につきましては、次の岩本議員と重複しますので省かせていただきます。

次に、当町では園芸作物として、野菜では大根、キャベツ、ネギなど、果樹では梅のほかに梨や柿、最近ではレモン等の栽培が行われております。今後、町として産地の維持、新規園芸の導入、そして新規就農者へ理解いただく支援が不可欠と考えます。そこで、園芸作物栽培への支援と取組についてをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

集落営農組織や認定農業者、農地集積及び集約化への取組について、若狭町では農業の継続的な維持と持続可能な地域づくりを目指し、集落営農組織の推進や認定農業者の育成、農地集積や集約化を重要な施策と位置づけています。

しかし、その実現には多くの課題があることも認識しており、現状と課題を踏まえながら着実に取り組んでいる状況です。

まず、集落営農組織については、近年の高齢化・後継者不足に伴い、農業従事者が減少し、今後、営農活動の継続が困難な地域も見受けられます。このような状況下で、福井県やJ Aと連携し、集落営農救援隊を組織し、今年度は名水うりわり農園を中心に情報提供や相談対応を強化し、経営体質の強化に努めています。

次に、認定農業者の育成については、若狭町の安定した農業生産に欠かせない存在であり、福井県やJ Aと協力し認定農業者協議会の活動を通じて連携をしており、国や県の補助事業を最大限活用し、農業者の声を酌み取りながら、農業機械の購入支援を行うとともに、意欲ある担い手への技術研修の実施や経営に係る情報交換の実施、農用地保全管理の状況調査を行うほか、福井県認定農業者協議会ネットワークとも連携し、地域農業を担う農業者の育成をしております。

次に、農地集積・集約化の推進については、農業経営の効率性を高めるために不可欠な施策と認識をしております。現在、若狭町では、農地中間管理機構を通じた農地の集積を積極的に行い、規模拡大を目指す認定農業者や営農組織と連携しながら土地の集約を進めています。

なお、農地の適切な利用と耕作放棄地の解消を進めることで、地域全体の農業生産力を向上させる取組も進めていますが、未相続や所有者不明農地など、法的課題があることが多くなってきており、解決まで時間を要する状況も増加しているため、粘り強く対応をしているところです。

次に、スマート農業への支援策と今後の取組について、若狭町では農業者の生産効率を向上させるために、スマート農業の導入・推進を重要な課題と認識しています。ICT技術やAIなどを営農支援として活用することは、労働力不足への対応や省力化、高収益化の実現に向けた有効な方策として期待しているところです。

現在、スマート農業への支援策として、国や県の補助事業を活用し、ドローンや自動運転などが可能な農業機械購入の支援を行っています。また、導入に向けた情報提供や技術支援の充実を図るため、土地改良区でも営農支援システムの研修を行うなど、農業者がスマート農業に取り組む際のハードルを低くするための環境づくりに努めており、今後も普及活動を進めていきます。

次に、園芸作物栽培への支援と取組につきましては、本町における農業を取り巻く環境は、担い手の高齢化や生産資材の高騰などにより厳しい状況が続いております。

こうした中、農業所得の向上と経営の安定化を図るためには、付加価値の高い園芸作物の導入・拡大が重要であると認識しております。このため、園芸作物の栽培支援として、今年度から「くだもの産地育成事業」を開始し、果樹を新植または改植される農家への苗木購入費用、獣害対策資材購入費用への支援を行っております。

今年度は6軒の農家がこの事業を活用され、レモン、梨、桃などの苗木購入、獣害柵や防蛾灯などの購入に活用され、収穫された作物につきましては、直売所や学校給食などを活用した販売機会の確保に取り組んでいきたいと考えております。

今後は、地域の気候や土壌条件、生産者の意向を踏まえながら支援内容を検討し、持続可能な園芸振興を推進してまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

今ほどの答弁にもありましたように、農業所得向上と安定した経営には、付加価値の

高い園芸作物の導入と規模拡大が重要であると考えております。町も最大限の支援策を講じていただき、園芸農業従事者への手厚い支援のほうをよろしくお願いいたします。

次に4点目といたしまして、農業の基盤がそろいますと、次は人材育成であります。

さきに述べましたように、少子高齢化や農業従事者の高齢化による担い手不足は大きな問題であります。次の時代につなぐ人材育成の施策が必要ではないかと考えております。後継者をどう育成していくかでありますが、本町にはかみなか農楽舎を中心とした研修施設があり、多くの卒業生が巣立ち、町内各地で活躍しておられます。

しかし、近年は研修生も減りつつあり、研修生確保も難しい状態に来ております。その原因の1つとして、彼らが就職する際のハードルとして、農地の確保、住宅の確保、初期投資の負担など、非常に高いものがあります。その彼らへの町独自の支援と体制が整っていないことも原因ではないかと考えております。同時に、各農産物生産者への対応や地元若手後継者育成に対する支援策も同様に重要であると考えております。

そこでまず最初に、農業後継者の育成と新規就農者支援についてですが、農業後継者育成の場であるかみなか農楽舎の現状についてを伺います。

次に、福井県でも様々な新規就農者への支援策があるようですが、地元農業後継者及び新規就農者が安定した農業経営するための町の支援について、新規就農者に対する就農支援補助についてを伺います。

次に3点目といたしまして、新規就農に対し町独自の支援策や新規就農支援施設の充実等について、若手農家が所得を確保し、安定した生活ができる仕組みづくりが必要だと思います。そのため、町が行う新規就農支援施設の拡充、新設についてを伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

かみなか農楽舎の現状としましては、研修2年目の研修生が2名となっており、令和8年3月に卒業を迎えるため、4月からの研修生がいない状況です。近年、研修生の減少傾向が続いている一方ですが、卒業生たちの多くは地域農業の担い手として活躍し、地域の農業振興に貢献しています。また、研修生は新たな農業ビジネスへの挑戦や地域の活動、活性化策にも関わり、若狭町の地域社会になくてはならない人材となっています。

今後は研修生の増加に向け、SNSを使った研修生募集に力を入れるなど、広報活動

の見直し・強化を図り、かみなか農楽舎のこれまでの実績を基に、若狭町の農業の魅力を積極的に配信してまいります。

新規就農者に対する就農支援補助については、若狭町では国・県の補助制度を活用し、就農研修期間中の支援としての就農準備資金や就農初期の支援として経営開始資金の支援を行うほか、経営開始初期の機械・設備の購入支援として経営発展支援を行っております。

また、県単の新規就農者向け機械・設備補助制度の活用や、若狭町独自の支援として農業法人へ経営参画する者への奨励金や、町外からの新規就農者に住宅の家賃助成などの支援を行うことにより、新規就農者が安定して営農できる環境づくりを進めています。

新規就農者支援施設の拡充・新設については、現状、新規就農者の農産物の加工と販売研修、住居の確保と地域住民との交流を目的に、NPO法人若狭物産協会が指定管理者として管理運営を行っています。新規就農者の営農活動や生活支援に欠かせない施設ではありますが、整備から20年が経過し、修繕箇所も増えてきているため、都度対応を行っています。施設の拡充や新設については、就農者が利用しやすい環境づくりを目指し、ニーズを勘案しつつ、空き家の活用も考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

ありがとうございます。

新規就農につながる支援につきましては、産地が消滅しないことを一番の目標にさせていただいて、若者が農業に憧れ、農業で安定した生活ができる稼げる農業になるよう、様々な支援を行いながら、さらなる体制構築と環境づくりをよろしく願いいたします。

若狭町の三方地区には、三十三間山から流れる鱒川、その先には三方湖をはじめとする5つの湖、上中地域には一級河川の北川があり、自然豊かで地域の重要な生活用水としてではなく、山から流れ出た水は農地に多くの作物を生み出しております。山の森林は豊富な栄養を水に溶け込ませ、川に流れます。川は山の栄養を運びながら酸素を取り込み下流へと運び、湖に流れ込んだその栄養によってプランクトンが育ち、魚などが集まる生態系を形成いたします。

この山、川、湖、3つの要素と循環が農業にとって単なる水源以上の意味を持ち、作物の品質、収穫量、そして農地の維持に大きな役割をもたらします。若狭町、当町の農業・農地はすばらしい環境下にあることに改めて感謝したいと思います。

そこで、最後の質問をさせていただきます。

農業には欠かせない自然がある若狭町の未来、ブランド力を磨き、稼げる農業、若者が取り組める農業など、今後の若狭町の目指す農業について、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、増井議員の御質問にお答えをいたします。

「将来も住み続けられ、心豊かで「幸せな」暮らしの実現」を、感謝の気持ちを忘れることなく、農業振興から進めていくためには、若狭町の持つ強みを生かし、ブランド価値を高め、地域の食・農・環境を軸にした持続可能な農業を推進していきたいと考えております。

議員がおっしゃるとおり、若狭町は海、山、湖、田畑が一体となった豊かな自然環境に恵まれ、おいしい農産物や海産物を生み出す土地柄であります。この地域資源を最大限に活用し、農業を地域の未来を支える基幹産業として位置づけ、若狭ブランドとして全国へ発信することによって地域経済の活性化を図ってまいります。ブランドの構築には優れた品質を保証する生産体制の確立はもちろんのこと、地域ならではのストーリー性を付加することによって消費者の皆様の共感を生む戦略や展開が必要だと考えております。

また、農業生産の主力となるお米や特産の梅を中心に、果樹などの生産にも力を入れ、地産地消の推進や食育活動を通じて地域住民の皆様との結びつきを強化するとともに、地元産品の認知度向上と高付加価値化を実現し、稼げる農業を目指します。こうした取組によって、地域農業への誇りと魅力を感じられる環境を整備し、次世代の担い手確保にもつなげる事業としていきたいと考えております。

さらに若狭町の農業を若者が憧れる農業に進化させるため、かみなか農楽舎を核とした多様な農業者の育成を推進し、新しい農業技術の導入やICTを活用したスマート農業の普及、そして生産者が主体となる取組の支援や、現在の老朽化した圃場については再整備を行い、担い手の育成及び経営の効率化と安定化を図ってまいります。

最後に、SDGsの理念に基づき、環境保護と循環型社会の構築を目指し、持続可能な農業と自然環境の調和を追求する取組を進め、豊かな自然を次世代へ引き継ぐことができる農業の実現を目指してまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

増井議員。

○10番（増井文雄議員）

御丁寧にありがとうございました。

農業は食料生産だけでなく、地域の景観維持や防災機能といった多面的機能の役割も果たしております。若狭町にはすばらしい山と川、そして湖、その自然の中で育まれた稲作や園芸、そして歴史ある福井梅があります。そんな中での当町農業は、三方五湖の水質保全を目的とした環境共生型農業の推進が基本であります。

福井梅などについては、若狭ブランドの確立やさらなる高付加価値が必要と思います。その若狭町の魅力を最大限発信し、農業で地域経済の活性化を図ることができれば産地が元気になり、農家所得増大につながります。

若狭町の環境や豊かな自然を守るためにも、若い世代に農業のすばらしさを伝え、その延長で当町の農業が活性化し、持続可能な担い手育成の模範地区となりますよう、よろしく願い申し上げます。

最後に、農業が元気じゃないと若狭町の未来は明るくありません。手後れになる前に取り組みましょう。

以上で、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議員）

6番、岩本克己議員。

岩本克己議員の質問時間は、12時35分までとします。

○6番（岩本克己議員）

6番、岩本克己でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って一般質問を行わせていただきます。少し延びますが、よろしくお願いいたします。

私からは、3つの大項目で質問させていただきます。

この3月定例会開会に当たり、渡辺町長の令和8年度の施政方針が述べられ、町政の強い思いを感じたところであり、ぜひ実現に向けて進めていかれることを高く望みます。中でも特産福井梅を含め、若狭町のすばらしい農林水産業を守り続け、次の世代につなげていくことが責務であると述べられました。

そこで1つ目は、特産福井梅の生産向上についてであります。

湖畔一帯は今年も梅の花が満開となり、一面の白い花びらと花の香りは、この地域に住む人や観光客に温かい気持ちや幸せ感を与えてくれております。花が終わると実を結ぶ時期を迎えます。

特産福井梅の生産については、生産者の高齢化と若年後継就農者の減少が進行し、生

産の縮小や放棄地の増大が懸念されております。このような状況の中で、福井梅広域共同選果場の改修が決まりました。このことは、梅生産農家の要望が実り、国や県、町などの支援を受け更新されることが決まり、生産地にとって梅の振興につながる大きな動きとなりました。

そこで、改修される福井梅広域共同選果場について伺います。

1つ目は、新設の選果場計画は、生産者の作業軽減や効率化を図れる設備があるのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

福井梅の共同選果場につきましては、昭和47年に第一選果場が建設されて以降、昭和54年からは福井梅広域共同選果場として県内の青梅産地の広域選果場として稼働を開始し、昭和62年には第二選果場が建設され、40年以上が経過しております。

議員御質問のJA福井県が事業主体として計画しています老朽化した選果場施設の改修計画につきましては、価格の安定や良質な製品の維持・管理を図るための改修計画で、新たに予冷库の導入が計画されるとともに、集荷から選果、出荷までの効率化を進める上で、荷受・前処理設備、選別・箱詰設備、製品梱包ラインに分けられ、機械設備の新設が計画されております。

まず、予冷库の導入につきましては、近年の温暖化の影響などにより、収穫期の6月には最高気温が30度以上となる日が続いており、出荷後に熟す速度も早まり、腐敗することが多発している。さらに輸送費などのコストが近年高騰しているため、生産から消費まで途切れることなく適切な低温に保ちながら流通させるコールドチェーンの物流方式の確立や計画出荷による輸送費削減などが見込めるものとなっております。

また、機械設備の新設につきましては、生産者の作業軽減を目的としたAIでの傷などの選別ラインの導入に関し、一大産地である和歌山県へ視察に行き検討されました。

その結果として、1つ目に、小さな梅の実の傷などはAIでの判別は確立されておらず、良質な製品の出荷において信頼性に欠けること。2つ目として、AI機器類及びAI選果に対応する施設規模、それぞれの機器類の点検等においてかかる経費などを勘案すると、現在予定している事業費規模の何倍ものイニシャル及びランニングコストが必要となることなどから、日本一の産地においても導入を見送っていることなどの課題を踏まえ、今回の選果場施設にはAI選別などの機器の導入は見送る方向で進められてお

ります。

しかしながら、将来的にはA I 技術を活用した等級の選別まではできる体制を考慮した機器類の導入も計画されていますので、町としましても生産者の作業軽減や効率化が図れるよう、J A 福井県と連携した体制整備に取り組んでまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本議員。

○6 番（岩本克己議員）

ありがとうございました。

選果場につきましては、生産者にとって非常に大事な施設でございます。また、本当に梅というのは非常に手がかかったり、梅を取る作業も一つ一つ取ったり、ネット収穫もございますが、この選果場の機能というのは非常に重要なものかと私自身も思っております。

今ほどありましたように、なかなか選果というのは非常に時間がかかります。しかし、今おっしゃいましたように、A I というのは非常に厳しい課題もあるかと思しますので、まずは今の答弁いただきました内容で計画どおりに更新できることを我々も強く思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、この施設でございますが、この施設の特色と、また更新することに当たって目標とされている生産量につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

選果場の建て替えには、計画的出荷による有利販売につなげることにより、販売単価を向上させることを目的としております。また、施設内の自動化による人員の省力化など、経費の削減や安心して集出荷できる体制づくりなども検討されております。

また、生産量の目標値につきましては、J A 福井県の計画では、県内全域の生産地からの集出荷を計画しており、今後さらなる新植・改植等を推進することにより、共同選果場での取扱計画量は1, 3 0 0 トンを見込んでおります。

なお、参考に近年の取扱い量を申し上げますと、令和3年が1, 0 1 3 トン、令和5年が1, 0 6 9 トン、令和7年が7 7 6 トンとなっております。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。

季節もございますが、年々出荷量が減ってく中で、1,300トンというのは非常に生産農家としてはハードルも高いかなと思います。その中で後継者育成とか、この後質問させていただきますが、そういう部分というのは非常に大事なところかなと思っております。

次に、これは国や県、県農協、町の補助金で整備されますが、補助要件というのが伴うと思います。この補助要件の中で町として懸念されているような課題があったら教えていただきたいと思います。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

選果場建て替えに伴う事業主体はJ A福井県となりますが、福井県内の出荷市町におきまして経費負担が発生することが想定され、改修に係る総事業費のうち、国費、県費、事業主体であるJ A福井県の負担を差し引いた市町の事業費負担のうち、選果場で取り扱う出荷割合で各市町負担を想定した場合、若狭町としましては約8割の負担が見込まれますので、今後の事業の進展に応じて予算の確保に努めてまいります。

また、選果場建設に当たりJ A福井県におきまして、県内の福井梅生産地域において振興計画を策定されており、その計画に基づき各産地の集荷量の増産に向けた取組が進められることになっています。

町としましても、その計画目標を達成するため、今後も新植や改植、担い手の育成などについて県やJ A福井県とも連携を強化するとともに、生産者の皆様の協力をいただきながら継続した支援を推進し、生産体制を確立するなど、共同選果場の取扱い目標量の1,300トンに向けた取組を進めてまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。

本当に生産目標と、また町の補助金も非常に高いウエートを占めておりますので、ぜひ町としても力強い御支援をいただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、梅の収穫は多くの人手が必要であり、各農家では従来から収穫作業に来ていただいている人も高齢化が進み、作業をしていただける人材も年々減少しております。収穫作業が近づくと、各生産農家では誰に来ていただくかなどの不安を抱え、知人をお願いしたり、ハローワークなどの対応が多いのではないかと考えております。

このような中で、若手梅農家グループが、梅の収穫作業に興味がある、農業経験をしてみたいなど、興味関心を持つ方を募る「福井梅ワーケーション」を昨年初めて行い、梅農家の人手不足の解消につなげる取組を実践されました。今年の1月にはその報告会が実施され、私も参加させていただきました。報告会では、成果や課題などを挙げられ、今年も継続して実施し、参加農家を少し増やしながら取り組まれることになりました。

グループの代表者は、昨年、町の担当課へ訪問し、この取組に何らかの補助が受けられないかを相談されたそうですが、補助を受けることができなかったとのことで、メンバーそれぞれが資金を出し合いました。このことについて伺います。

特産福井梅の生産を高めるためにも、このように農家自身が主体的に取り組むことは重要で、行政は率先して推進すべきで、支援をしていく必要があると考えます。支援策の1つとして、国や県に果樹生産等担い手実証事業として要望することはできないのか伺います。

○議長（熊谷勸信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

梅収穫期の人手不足解消や関係人口の拡大などを目的に、町内の若手梅生産者の会「紅の会」が中心となり、地域の梅生産者とも連携し、「福井梅収穫ワーケーション in 若狭町」として、昨年、新たな試みとして実施されました。今年度は6軒の生産者が参画し、約40名の方に参加いただいております。

今年度は試行的に実施され、その中での課題を洗い出し、令和8年度は、「福井梅収穫お助けトラベル」として、受入れ農家で実行委員会を組織して取り組む予定をしております。受入れ農家も10軒程度に増える見込みであり、参加者募集枠も拡大される予定としておりますが、受入れ母体を一気に増やすことは個々の農家への人員配置人数も減ってしまうことが懸念されるため、受入れ農家については少しずつ規模を増やしていくことを考えておられます。

今回、令和7年度の課題解決の洗い出しの中で上がってきた内容について、県を含め町と地元とで打合せを行い、募集・PRチラシの作成、募集時や説明会で使用する動画

の製作、受付システムの構築、熱中症指数計の購入などの意見がまとめられましたので、必要な費用を支援させていただくための予算を令和8年度で計上させていただきました。

今後も紅の会を中心とした若手生産者と連携しながら、支援策について検討してまいります。また、社会貢献活動に取り組む企業を模索し、福井梅収穫お助けトラベルに積極的に参画いただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

なお、今後、さらに受入れ規模を拡大していく場合は、さきの実行委員会の意見も踏まえながら、新規のモデル事業として福井県への事業展開に対する支援も検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。

若手の農家の方々がこうして自分たちで考えて、そしていろんな方法で人手不足を解消していく、また梅の栽培について興味も持っていただくという取組は非常に重要かと思います。その中で、令和8年度の予算の中で計上させていただきましたこと、誠にありがとうございます。

また、この紅の会という若手農家のグループでございますが、いろんなグループができてくれると非常にいいなと思いますし、また支援についてもいろんな形でお話をさせていただきながら取り組んでいただきたい、また応援をしていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、広域共同選果場の更新についてでございますが、生産目標が1,300トンという大きな数値があります。大きい規模の農家と、また兼業農家と生産形態はいろいろございます。全ての農家がそれぞれに効果を発揮するためには、町として支援できるところは支援し、県や農協と連携し、生産向上の体制づくりを早急に取り組むべきと思うのですが、その辺の町の所見をお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

梅の生産向上の体制づくりにつきましては、高齢化や担い手の不足、もぎ手の不足など、産地の維持といった課題に対応するため、生産基盤の強化や技術革新、担い手の育成を一体的に進めることが不可欠であります。若狭町梅振興連絡協議会におきましても、

こういった課題に対しまして各関係機関・関係団体が集まり課題を情報共有し、それぞれの機関で課題の解決に対する取組を進めております。

そういった中で、新植や改植、生産資材や機械の導入など、生産基盤の強化に対する補助、苗木生産者への補助などの予算を令和８年度でも計上させていただいております。今後も県やＪＡ福井県とさらに連携を強化し、福井梅の振興に取り組んでまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本議員。

○６番（岩本克己議員）

ありがとうございます。また、令和８年度にも予算計上していただきますことを厚く御礼申し上げます。

次に移らせていただきます。かみなか農楽舎についてでございます。

かみなか農楽舎は、若狭の自然と農業に触れながら農業研修、体験学習を通じ、都市圏からの若者の就農・定住を促進し、集落の活性化につなげるなど、若狭町の就農後継者育成にこれまで大きな役割を果たしており、関係者の方々の御尽力に敬意を表するところでございます。

先月行われましたかみなか農楽舎の研修報告会では、先ほどの増井議員の答弁にもございましたが、研修生２名が２年間の研修内容や成果、課題、今度の進路、意気込みなどを発表されました。研修生の１人は、今年から福井梅生産者として就農し、園地も確保できているというように聞いております。しかし、令和８年度の研修生の受入れがないとのこと。都市圏からの若者の就農・定住を促進するためにも、研修生の積極的な受入れが必要と思います。

そこでお伺いします。１つ目は、かみなか農楽舎では水稻を中心の受入れが進められていますが、今回のように福井梅の新規就農者の受入れを期待します。町としては、このことについてどう考えるのかお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

かみなか農楽舎では研修生を受け入れ、これまでに５３名が卒業し、２８名が新規就農者などとしてこの若狭町に定住し、それぞれ活躍されております。福井梅の新規就農者は、かみなか農楽舎の１名の研修生が２年間の研修を終え、令和８年度から町内での新規就農を予定されております。

毎年、東京や大阪など各方面で開催されている「新・農業人フェア」や「JOIN移住・交流&地域おこしフェア」などへ参加し、研修生の募集を行うとともに、農業インターンシップの受入れも募集していますが、新規就農希望者は全国で研修先の選択肢も多く、売手市場でもあるため、研修生の確保が進んでいないのが現状です。

今後も、引き続きかみなか農楽舎と連携しながら、町内や県内も含め全国への募集を継続し、水稻プラス梅栽培や施設園芸など、複合経営に取り組む研修生の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。

次に、かみなか農楽舎に研修生が入ってこないことは、町としても農業研修、体験学習などを通じた都市圏からの若者の就農・定住の促進という最終目的に向かうことができないのではないかと思います。

農業を支えていく重要な組織であると考えますが、町としてかみなか農楽舎の重要性及び役割についてどう考え、将来に向かってどういう組織にしたいのかお伺いします。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

町が考えますかみなか農楽舎の重要性や役割につきましては、卒業生たちの多くが地域農業の担い手として活躍し、地域の農業振興に貢献するとともに、地域の活動、活性化策にも関わる若狭町の地域社会にはなくてはならない人材であり、地域全体の農業基盤の維持・強化を目指し、若狭町の農業の持続可能な発展を支える次世代の農業の担い手を育成し、地域農業の振興による豊かな地域社会を形成することが大きな役割であると考えています。

これからも農業に熱意と夢を持つ研修生に実践的な研修や教育を提供するとともに、地域農業の担い手を育成し、農業の振興を通じて定住の促進につなげるなど、町の活性化を図っていける組織としてより成長できるよう、町としましても適切な支援や連携、指導を継続してまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。ぜひまた支援、指導をよろしくお願いします。

次に、研修生の募集に当たってでございますが、的確な情報発信や東京・大阪で行われる就農相談会などへ参加するなど、かみなか農楽舎と連携した積極的な取組が必要と考えます。成果につなげるには、就農・定住につながる魅力ある支援策が必要であります。町として研修生募集や就農支援につなげることを目的にした有識者などと検討する委員会を設けることはできないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

岸本農林水産課長。

○農林水産課長（岸本晃浩課長）

それでは、御質問にお答えします。

かみなか農楽舎では、ホームページやブログ、SNSなどによる情報発信、就農希望者向けイベントへの参加を行ってききましたが、移住フェアなどへの来場者も減少傾向になっており、就農希望者の情報収集の指向に合わせた活動が必要と感じています。

今後は、研修生の増加に向け、興味ある利用者を絞ることができるSNS広告を使った研修生募集に力を入れるなど、広報活動の見直し・強化を図り、かみなか農楽舎のこれまでの実績を基に若狭町の農業の魅力を積極的に発信していきたいと考えています。

また、就農希望者向けイベントの参加についても、主要なイベントは押さえつつ、福井県と連携したイベントへの参加を増やし、就農希望者のニーズに合わせた安心感のある的確な対応を行えるよう努めていきたいと考えています。

現在、研修生募集に係る今後の方向性や取組内容について、かみなか農楽舎、発足時から連携している企業、また若狭町とで定期的な打合せを強めながら、より効果的な取組を打ち出していくとともに、かみなか農楽舎自らの改革や改善を促しております。

また、普及指導の専門であります県やかみなか農楽舎の卒業生や社員及び庁舎内での連携を密にし、研修後のフォロー体制の強化や、大学やインターン生と連携するなど、さきに述べました取組と合わせて研修生の確保に努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。

ぜひまた指導、支援、またいろいろ連携というところをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

次に、特定地域づくり協同組合について御質問させていただきます。

国は地方創生総合戦略の移住者による定住人口の確保対策を兼ねて、都市圏から新規就農希望者を呼び込み育成する事業を打ち出し、若狭町にも特定地域づくり協同組合「若狭ワーク&ライフ協同組合」が設立されました。組合では、繁忙期が異なる複数の事業者の仕事を組み合わせて働くマルチワークにより、安定した雇用と人の循環を生み出し、若狭町の産業を持続可能なものにし、農業への雇用も進めていくこととしております。

そこでお伺いたします。組合の設立と運営には国や県、町からの補助金が出ております。このため事業の優位性が高く、若狭町内で広く活用されなければならないと思いますが、町としての考え方をお伺いたします。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

国では、地方の人口が急減し、地域の担い手不足が顕著であることに鑑み、複数の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、事業者が協同して職員を雇用して派遣する特定地域づくり事業協同組合制度が創設され、昨年１２月、本町に福井県初の組合である若狭ワーク&ライフ協同組合が設立されたところでございます。

組合は、運営費の２分の１を市町村から補助を受ける仕組みとなっており、市町村は補助額の２分の１を国からの交付金、加えて４分の１を特別交付税として財政支援を受ける仕組みとなっており、令和８年度当初予算で組合への補助金６５２万３，０００円を計上しているところでございます。

組合では、町内幅広く様々な業種の事業者が参加する組織とするため、個別案内やわかさ東商工会を通じた会員の方への周知活動などを行い、昨年１０月１日と１２月１７日に説明会を開催しております。また、マルチワーカー確保のため、当該組合を紹介するパンフレットやホームページを作成するとともに、首都圏での対面による勧誘活動を行っております。

町といたしましては、町外から人を呼び込み、定住を促し、労働力を確保する本制度は大変有効であると考えております。そのため、移住者が新たな就業先を見つけ、町内の様々な事業者と強く連携する仕組みづくりを全庁体制で取り組んでまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本議員。

○6 番（岩本克己議員）

ありがとうございました。

やはり補助金が出ているということで、町としてもいろんな指導とかをよろしく願いいたします。

次に、特産福井梅の生産向上に向け、剪定や収穫作業などの多くの人手が季節ごとに必要です。若狭ワーク&ライフ協同組合では、現在、雇用の支援ができる状態にあるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭ワーク&ライフ協同組合では、説明会などにおいて特定地域づくり事業協同組合の制度説明と、町内全域からの組合員募集を行い、観光業や飲食業、製造業、介護事業などの10社が参加する意向を示しております。

梅農家につきましては、担当課とも連携し、説明会への出席を促し、組合への参加について組合側と協議いただいているところでございます。その中で、マルチワーカーの派遣スケジュールはあらかじめ決められており、梅の収穫作業が天候等により実施できない場合は、別の仕事を準備していただく必要があること、また急に新たな派遣日を設置することが難しいことなどの課題がございます。

しかしながら、梅農家は梅の収穫作業時などに多くの人手を必要とされており、課題を解決することで繁忙期など有効に人手不足を補えるよう、担当課とともに梅農家からヒアリングを行った上で、組合と運営方法等を検討・調整するなど、農業者や漁業者など幅広い事業者が組合に加入いただける仕組みづくりに取り組んでまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本議員。

○6 番（岩本克己議員）

ありがとうございます。

次に、組合の組織体制について伺います。

組合の組織体制でございますが、マルチワーカーの人数及び他都道府県からの人材の有無、労働者派遣事業の運営に関し十分な専門性及び人的体制が確保されているのかをお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭ワーク&ライフ協同組合では、3名のマルチワーカーの採用を進めており、現在、県外出身の方1名について、採用に向けて手続を進めているところでございます。また、ほかの県外出身者1名についても、参加の思いが強く、現在、交渉を進めているところでございます。

組合は、移住媒体である「ターンズ」や「スマウト」、さらにはInstagram等による情報発信、移住セミナーなどで直接説明を行い勧誘するなど、県外在住者の採用活動を進めており、町は随時雇用状況を確認しながら連携してまいります。

組合の運営につきましては、組合員である事業者とマルチワーカーとの調整を行う事務局が大変重要であり、組合で事務局員を雇用し、事務局長を中心として適切な運営を行うよう指導するとともに、研修等により職員の能力向上を図り、また組合設立前より受けております福井県からの指導や、福井県中小企業団体中央会からの支援についても、引き続き組合運営に対しても助言・指導を受けながら、適切かつ持続して運営できる体制づくりに努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。

県内初めてということで、いろんな課題が出てくると思います。そういう課題の中で、ぜひ協同組合の方とうまく連携したり、また相談に乗ってあげたり、いろんな方面から協力いただくなどして何とかこの協同組合が町として重要な位置づけになるように、よろしくお願いいたします。

それでは、大きな項目の2つ目の質問をさせていただきます。三方五湖の水質問題についてであります。

昨年秋からの三方五湖の水質問題、特に硫化水素の発生について、12月定例会においても実態を把握するための調査を早急に進めるべきと質問させていただきましたが、現在、いまだに動きが見えていない状況でございます。これから湖の水温が上昇し、同じ事象が発生する可能性は非常に高いと思っております。調査の見通しもなく、原因を究明しない状態が続くのでは、漁業者や観光事業者などが置き去りにされてしまいます。

そこでお伺いいたします。鹿児島県の池田湖では、硫化水素濃度と貧酸素化に伴う水

質変化についての調査報告があります。これは2024年度のもので国内での湖沼の硫化水素の分析例がない中で、鹿児島県環境部局は、湖の水質の変動について調査を行いました。このように調査事例もあります。一刻も早く管理者である福井県に強く要請し、美浜町と連携して早急に対応していただきたいと強く思います。

関係機関が動けば、漁業者や住民の方々の不安も少しでも払拭できるのではないかと考えております。県の動きが遅いのであれば、町単独で調査する予算を確保し、調査を実施する意気込みはあるのでしょうか、併せて伺います。

○議長（熊谷勘信議員）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也課長）

それでは、御質問にお答えいたします。

町では、昨年10月に硫化水素が頻繁に、また長期間にわたり発生したことで、悪臭や漁業への影響など、地域の住民の生活や観光に悪影響を及ぼす重大な問題であると認識しております。

三方五湖の特に水月湖では、以前より豪雨時などに湖水がかき混ぜられ、水中の硫化水素が浮上することで水が白濁し、臭いが発生する自然現象があり、過去の文献や研究成果、島根県の宍道湖など汽水湖での事例から発生メカニズムについて判明しております。しかし、今年はその現象が頻繁かつ長期間にわたり続いており、過去の事例と異なることから原因究明することが重要であると考えております。

発生以降、原因調査や研究を進めるために、過去の文献や調査・研究成果について調査するとともに、県や美浜町とも連携しながら科学的視点から湖の現状調査を実施し、分析等を行うために関係機関と協議を進めてまいりました。町においては、県の窓口を嶺南振興局二州農林部として早急な調査を実施するための体制づくりや、調査に係る予算措置について要望するとともに、調査の専門機関が配置されている県の環境部局へ調査協力を求めてまいりました。

調査に関しましては、議員御指摘の鹿児島県池田湖の類似事例における先進調査を参考に、これまで研究に携わった大学の専門家の助言を仰ぎ、県においては塩分濃度、溶存酸素量、水温、水位、流速、風速、潮位などの調査について費用面も含め検討を進められております。

また、町においては臭気測定や住民の健康面などについて、必要な調査の検討を県の関係機関の協力を得ながら進めてまいります。その上で、新年度からの調査に向けても予算措置をはじめ嶺南振興局が中心となり、関係部局との調整が継続されており、この

3月3日には環境部局と調整をされております。県と役割分担をしながら、早期の実態把握に向け、町民の皆様に情報提供をしながら、しっかりと調査に取り組んでまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございます。

なかなか難しい問題だと思います。自然現象ということで大変だと思いますけども、そこには漁業者がおられたり、観光事業者がおられたりで非常にそれはどうしようもできないところですけど、実態調査をして、こういうことですとしっかりと把握して皆さんに御説明できるような体制をしないと、どうなっているか分かりませんが臭いですが、水の中はどうなってるか分かりませんというのは、非常にここで暮らしていく者にとっては不安だろうし、観光面においても非常にダメージが大きくなると思いますので、ぜひともその点についてはよろしく検討、また美浜町と連携しながらやっていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、大きな項目の3つ目の質問をさせていただきます。過疎対策事業債についてであります。

過疎対策事業債は、過疎法に基づき過疎地域に指定された町が道路、学校などの公共施設整備や地域振興を行うために発行できる特例的な地方債で、過疎地域が自立的に活性化を図るための重要な財源であります。ハード事業・ソフト事業とともに、格差是正、内発的發展支援の2つの役割を果たす効果的な事業と位置づけされております。

そこでお伺いいたします。若狭町では三方地域が指定を受けており、今回、令和8年度から令和12年度の5年間の計画を国に提出しますが、若狭町の過疎対策事業債の取組の考え方を伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

過疎地域の指定を受けている三方地域の持続的發展を図ることを目的に、若狭町過疎地域持続的發展計画を策定し、当該地域の活性化並びに他地域との格差是正に資する事業に対し、「過疎地域持続的發展のための地方債（過疎対策事業債）」を充当し、地域の振興を図っているところでございます。

今回策定する令和8年度から5年間の計画（案）については、集落ヒアリング及び地区要望における御意見や、三方地域の各地域づくり協議会からの御意見もいただきながら、これまでの計画を現状に合わせた修正を行い、三方地域の振興を図る事業を位置づけております。

特に梅に代表される地場産業の振興、漁業・観光振興、教育振興、縄文・年縞等の地域文化振興など、三方地域の持続的発展に係る取組に充当してまいりたいと考えており、これにより地域の生活環境や生活基盤を向上し、住民の生活の質を高め、若者を引きつける魅力的な地域づくりを進めることで、若者定住や地域が元気になる事業としていきたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。

次の御質問をさせていただきます。

西田地区は、若狭町内でも高齢化や人口減少が著しく、独り世帯も増え非常に厳しい環境に置かれております。西田地区は、長年にわたり漁業や民宿、食事処などの観光業や特産福井梅の生産など、町の経済・産業を支えてきているという大変大きな役割を果たしてきております。西田地区が将来にわたって自立的に活性化を図っていく上でも、この事業への充当が大変重要であると考えております。

西田公民館は、この過疎債を使って改修していただきました。地区民のコミュニケーションの場として活用し、昨年の敬老会も、改修されたこの公民館で実施しております。将来的に観光・産業を支える地域として継続するために、内発的発展支援となるソフト事業で人材育成や地域づくりなどに充てる必要があるのではないかと考えております。

例えば、常神半島の観光を支えるために、民宿のおかみさんに高付加価値の料理方法やインバウンドに対する研修、素潜り漁師のグループ「海もぐら」の支援、福井梅生産農家の若手グループの支援など、次の世代の育成や活性化につなげる取組はできないのかお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

過疎対策事業債につきましては、西田公民館改修工事のようなハード事業はもとより、

議員御指摘の内発的発展を支援するソフト事業にも幅広く活用することが可能で、西田地区へのスクールバスの増便など、子供たちの健やかな成長に係る取組も進めてまいります。

三方地域は、常神半島や三方五湖といった豊かな自然を生かした観光資源に加え、縄文文化や年縞などの歴史的・文化的遺産を併せ持っております。さらに産業面においても、特産である福井梅の生産やそれぞれの漁村で営まれている民宿など、農業・観光の面において特色があることが強みであると考えております。この強みを最大限に生かし、地域資源を有機的に結びつけながら、住民・地域・事業者・行政が連携しながら、訪れる人にとって魅力的で、暮らす人々が誇りと愛着を持てる地域を目指してまいります。

その実現に向け、民宿をはじめとする地域ならではの受入れ体制の充実や、インバウンドを含む多様な来訪者ニーズに対応した観光施策を進めるとともに、特産品のブランド化や漁業・農業団体の活動支援などを通じ、観光と地域産業が相互に価値を高め合う好循環の創出を図ってまいりたいと考えております。

さらに、こうした取組を将来にわたり持続させていくため、次代を担う若者や移住・定住希望者への支援、人材育成にも重点的に取り組み、地域全体の活力向上と持続可能な発展をつなげるよう努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

岩本議員。

○6番（岩本克己議員）

ありがとうございました。

過疎債は時限的なものでございますし、5年間という中でいろんな形で取り組んでいただきたいと思いますし、この過疎債についてはなかなか町民の方も分かりづらいと思いますので、ぜひやったことについては過疎債を使って取り組んだ事業ですとか、そういうような御説明とか、いろんな機会でお話をいただけると、今は三方地域になっていますが、そういう部分でまたPRしていただきながら理解を求めていただけるといいかなと思います。

私の質問は以上で終わらせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議員）

ここで、暫時休憩します。

（午後 0時25分 休憩）

（午後 1時24分 再開）

○議長（熊谷勘信議員）

再開します。

9番、倉谷 明議員。

倉谷 明議員の質問時間は、14時25分までとします。

○9番（倉谷 明議員）

議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり質問させていただきます。

若狭町は、合併から13年目の平成30年に行財政改革プランを策定し、行政事務の効率化を図り、公共施設の指定管理者制度の導入や民間管理の実施で職員の削減をはじめ様々な行政コストの削減に取り組んできました。

行財政改革プランは平成30年からの5年間としており、令和4年までの計画でしたが、継続している案件もあると思われます。そこで、経常経費で最も大きな割合を占める人件費、職員の削減に関連します点に重点を置いて業務改善についての質問をさせていただきます。

全国的に人口減少、生産年齢人口減の時代になって、地方自治体の人手不足が表面化しています。都市部への人口集中と過疎化に伴い、地方での採用はより厳しい状況に加え、行政の業務が一般の民間企業と比較して自身の成長の機会が十分ではないと評価され、キャリアアップを目指す人にとっては明るい未来が見出しにくく、敬遠されていると思われます。特に技術系、福祉などの専門性の高い人材の確保が難しいようです。

1つ目の質問です。若狭町の令和8年度職員新採用の状況はいかがでしたでしょうか。採用予定の人員は確保できましたでしょうか。

○議長（熊谷勘信議員）

二本松副町長。

○副町長（二本松正広副町長）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えいたします。

本町の令和8年4月1日採用におけます職員採用候補者試験につきましては、昨年9月に福井県町村職員統一の採用候補者試験、そして追加募集として実施いたしました今年1月の町独自の職員採用候補者試験の2回、職員を募集いたしました。

昨年9月に行いました1回目の募集の職種、そして採用予定人数につきましては、高校卒業卒の事務職2名、一般卒の事務職5名、情報技術系の事務職を1名、保育士2名、土木職1名、保健師1名としておりました。

しかしながら、予定した採用人数が確保できなかったことから、本年1月には一般卒の事務職を若干名、情報技術の事務職1名、保育士1名、土木職1名を採用予定人数として追加募集を行いました。

今年度2回の採用試験を行った結果、一般卒の事務職3名、高校卒業卒の事務職2名、保育士3名の計8名を採用候補者とすることができております。新卒とU・Iターン者の区分で申し上げますと、新卒者が3名、U・Iターン者が5名となっております。保育士以外は採用予定人数を満たしておりませんが、職員の定員管理に基づき各年度の職員採用計画を立てております。不足する場合につきましては、複数年で調整して管理することとしておりますので、翌年の採用募集人数を調整し人数を確保したいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

倉谷議員。

○9番（倉谷 明議員）

やはり技術系、福祉系などの人材の確保は厳しいようですね。会計年度任用職員などでしのいでいくことになるでしょうが、それでも予定人数が確保できなくなると、職員の負担が増すことにもつながると思います。職員の能力アップに期待します。

若狭町合併時点での職員数は340人でした。それが現時点232人です。行財政改革の集中改革プランに基づき、業務委託、再任用や会計年度任用職員の活用などで退職者の補充を抑制するなどしながら、職員数の削減を図ってきた結果です。

しかし、町が担う業務は、合併後の住民サービス低下を招かないように庁舎の分庁方式の採用や出先機関の維持等に加えて、子育て、防災、福祉、教育、産業振興、環境対応など、質的にも量的にも拡大しており、住民の期待も多様化する中、少人数で大規模な業務を担う現場には、職員にかかる「ムリ」が限界を超えているのが現状ではないでしょうか。そのような状況の下、働き方改革、さらに業務の効率化を求められます。

そこで2つ目の質問です。これまでにDX推進グループが行ってきたICT活用での業務改善がどれほど進展したか、具体例とそれがどれほどの人員削減につながったのでしょうか。

○議長（熊谷勘信議員）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正課長）

それでは、御質問にお答えします。

町では、これまで若狭町LINE公式アカウントを立ち上げ、そのツールを活用し、電子申請や各種予約サービス、町からの広報活動などに活用してまいりました。

また、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの各種証明書の発行や窓口業務における書かない窓口の導入、上中診療所での自動精算機の導入、タブレット

端末を活用した議会などでの資料配付の電子化など、ＩＣＴを活用し業務に当たっております。

このほかにも昨年度、町内小中学校におきまして、福井県内の学校の標準システムとなる校務支援システムを導入し、児童生徒の登下校管理や学校だよりの電子化など、本年度から本格的に稼働させております。この小中学校と同様に、各保育所におきましても、今年度、保育業務支援システムを導入し、登園・降園の管理や保育園だより、おたより帳の電子化など、順次、活用の幅を広げております。

また、三方・上中両庁舎間の書類の移動を改善すべく、財務システムにおける電子決裁化の整備を進めており、令和８年度から本格的に財務の電子決裁を行ってまいります。そして、一般文書の電子決裁化につきましても令和８年度に整備し進めてまいります。

これらＩＣＴの活用は、住民の皆様が手軽に行政の手続を行えるように、また役場窓口などにお越しいただいた際の待ち時間の短縮など、住民サービスの向上を第一の目的として取り組んでいるものでございます。あわせて、職員の日々の労働環境の改善にもつながっていくべきものと認識しており、現段階におきましては人員削減をメインの目的にはしておりません。

市町村は行政組織の末端に位置する基礎自治体です。直接、住民の皆様への丁寧な対応が求められる組織であります。人員削減をメインの目的としたＩＣＴの整備は、人員削減はできるものの、住民の皆様に対する行政サービスの低下につながってしまうおそれもございます。このようなことから、今まで進めてきたように、まずは住民サービスの向上と職員の労働環境の改善の双方が図れるＩＣＴ整備を様々な分野で進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

倉谷議員。

○９番（倉谷 明議員）

人員削減への効果は回答いただけませんでしたが、目まぐるしい進化のデジタル化に対応し、住民サービスの効率化が積み重ねられ、総合してこれまでの計画的な人員計画が進められてきたと推察します。作業の効率化、労働環境の改善が結果的に住民サービスの向上につながっていることを体感しています。例えば、上中診療所での診察を終えて会計窓口に行くと、即座に診療明細が出て支払いができます。椅子に腰かけて待つことがありません。

公共施設などでは、これまでに２０１６年策定の若狭町公共施設等総合整備計画に基づき、解体された施設や業務委託、指定管理制度の導入などが実行されていまして、職

員の削減にもつながっています。しかし、いまだに展望が示されない施設があります。施設の削減・統廃合には、財源や配置場所、住民の理解を得るなど解決しなければならない課題がたくさんあります。その課題を先送りすればするほど住民の不安、行政に対する不信が増大します。

これまでも何人もの議員が一般質問で取り上げられていますが、いまだ明解な回答をいただけていません。その1つに、小中学校の統廃合構想については、若狭町学校規模配置適正化検討委員会が新メンバーでの再開の動きがあるようです。統合によるメリットは、学校の運営費、施設の維持管理費の削減につながります。財政面だけでなく、教育の質についても検討しなければならず、難しいのは理解します。

言葉は悪いですが、期限のないのは仕事ではありません。統廃合は段階的に進めるにしても、最終形を描いての検討だと考えます。検討期限をお示してください。それなくして、地域住民の同意はいただけないと思います。

○議長（熊谷勘信議員）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、御質問にお答えいたします。

本町における少子化は、小中学校の再編計画策定時の想定を上回るスピードで加速しており、子供たちを取り巻く教育環境も大きく変化しております。こうした状況を踏まえ、持続可能な教育環境を構築すべく、このたび計画の見直しを行うことといたしました。

本年、新たに学校規模配置適正化検討委員会を設置し、計画の見直しに当たっては、単なる目先の人数合わせではなく、10年、20年先を見据えた若狭町の子供たちにとって理想的な学びの姿を議論の柱に据えて検討してまいります。

一度に全ての再編を実施することが現実的でない場合であっても、段階的なステップを踏みつつ、最終的に目指すべき学校配置のグランドデザイン（全体構想）を示す必要があると考えております。検討期限につきましては、今後検討委員会において慎重に協議を重ね、本年末を目標に町民の皆様にお示しできるよう努めてまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

倉谷議員。

○9番（倉谷 明議員）

昨年12月の定例会一般質問で谷川議員への答弁で、令和8年末と回答をもらっていますが、あえて今回も取り上げましたのは、新メンバーでの学校規模配置適正化検討委

員会の計画の見直し作業がまだ再開していない現状で、今年の年末までに残された9か月で構想が示せるのかと懸念しているからです。委員会に提出する調査資料づくりも職員の大きな負担となるでしょう。対応する人員の調整も必要になると思います。12月までには具体的な姿を示してください。

保育所（園）についても建て替え、統廃合、民間による運営への移行や認定こども園への移行も含めて、具体的な姿が描けているのではないのでしょうか。先ほどの小中学校の統廃合と同様、地域住民の皆さんの理解を得るためにも、将来構想を公表していただきたいです。住民の皆さんの同意なくして先にも進めず、経費の削減にもつながりません。検討期限をお示してください。

○議長（熊谷勘信議員）

原田子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田太輔課長）

それでは、御質問にお答えします。

保育所につきましても、全国的な担い手不足により、年々、保育士や調理員などの専門職の確保は困難を極めてきております。

また、本年4月からは、就労要件を問わず、生後6か月から満3歳未満の保育所に入所していない子供を一時的に預けることができる「こども誰でも通園制度」の開始や、近年の3歳未満児の入所ニーズの高まりなど、保育所を取り巻く環境は大きく変化してきております。

そのような中、少子化や施設の老朽化もあり、将来にわたり保育サービスを提供し続けるためには、町立保育所の統廃合は必要であり、さらには保護者のニーズに合った多様な保育サービスを充実させる手段として、民間活力の導入は有効と考えております。そのためにも、児童福祉審議会の助言と子育て世代や地域の皆様の御意見をお伺いしながら、町全体の持続可能な保育所の在り方を検討し、できる限り早い時期に保育所再編計画をお示しできるよう努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

倉谷議員。

○9番（倉谷 明議員）

先ほどの学校の統廃合とは違い、直営の保育所（園）となりますと職員の配置計画・採用計画に大きく関わってきます。

答弁にもありましたが、こども誰でも通園制度も始まります。ニーズへの対応も考え

ますと、適正規模の充実した保育環境の整備も必要です。できる限り早い時期と言わず、これも令和8年末に構想を示してください。

若狭町のホームページから入っていただけます財政状況資料集があります。そこにあります物件費に係る経常収支比率が類似団体と比較しても下回っていました。住民サービスの低下を招かないよう分庁方式を採用し、維持費がかさむなどあるものの、事務事業の見直しなどで経常経費が抑えられているものと考えます。

しかし、三方・上中各庁舎は建築年度が近く、どちらも大規模改修、建て替え時期が重なります。また、一例を挙げますと、三宅公民館は1964年築ですので、耐用年数50年を10年以上超過しています。これまで維持管理経費は低く抑えられてきましたが、公共施設全般で築40年を経過しています。後でも触れますが、インフラ整備につきましても更新時期が迫っています。

令和4年3月改訂の若狭町公共施設等総合管理計画では、詳細に現状が分析され、施設ごとの更新費用や廃止を検討することも記載されています。令和27年度までの方針として、三方庁舎や三宅公民館については現在検討中、上中庁舎については直営または外部委託で維持管理運営を行うとあります。令和27年度です。20年も先の話です。

町長の2期目も1年が過ぎました。町民の皆さんは10年先、20年先まで若狭町を担ってほしいと若い町長に期待をしています。10年先、20年先の姿を思い描ける構想をもうそろそろ打ち出してくれるのではないかと。

行財政改革と言うと、経常経費の削減ばかりに目がいきますが、どのような若狭町を目指すかです。描いた構想実現に向けて必要な組織をつくり、計画的な職員採用で人材を確保していかなければなりません。そうでなければ行政職員の定員管理も計画もできません。

そこでお伺いします。行政の拠点施設であります庁舎の統廃合計画、住民の自治活動拠点施設の公民館の運営など、町民の皆さんの多くが関心を示していますところの将来構想をお示しいただけませんか。期限は問いません。

○議長（熊谷勘信議員）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正課長）

それでは、御質問にお答えします。

令和7年12月定例会におきまして、二本松副町長が答弁させていただきましたとおり、庁舎の在り方につきましては、行政内部では庁舎耐震化内部検討委員会で検証するとともに、若狭町まちづくりマスタープランの検討会議におきましては、外部の有識者

を含めた委員の皆様の御意見をいただきながら、令和8年度にマスタープランを策定する予定で、現在、検討・協議を始めているところでございます。

若狭町の将来の姿を見据えた庁舎の在り方につきましては、この検討・協議を踏まえた上でお示しいたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

山本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本裕之局長）

それでは、私から公民館の運営方針についてお答えいたします。

各地区公民館の運営につきましては、現在、公民館長や主事を中心に地域づくり協議会と連携しながら、趣味・教養を深める生涯学習講座や健康づくりサークル、さらには地域の特性を生かしたイベントなど、多岐にわたる活動を展開していただいております。

一方で、貸館主体の運営や利用者の固定化、若年層の利用低迷といった課題も顕在化しております。今後、少子高齢化や人口減少が進む中においても、地域コミュニティの維持・活性化を持続可能なものとするためには、施設の長寿命化や適正配置といった中・長期的な視点が不可欠であります。そのため、各地区の実情や地域の皆様の御意向を十分に踏まえつつ、「誰もが集い、学び、支え合い、協働できる地域の拠点」を基本方針として、これまでのよさを生かしながら、これからの時代にふさわしい公民館の運営方針への転換を検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

倉谷議員。

○9番（倉谷 明議員）

庁舎につきましては、昨年12月の定例会での谷川議員の一般質問への答弁にもありましたが、庁舎だけではありません。町の将来の姿を、誰が、いつまでに検討・協議を進めているのか、またその経過報告などがあってもいいのではないのでしょうか。何も聞こえてこない、いろんな臆測が飛び交います。

そこへ突然、鳥羽公民館の移転が新聞に報道されました。三宅公民館については以前から耐用年数を大きく超えていて、どのようにするか話題になったこともありました。しかし、それより鳥羽公民館の立地場所が急傾斜地の危険箇所なので優先するようです。地元には説明があったのかもしれませんが、それでよいのでしょうか。公共施設の建物だけの話ではありません。

先ほどの久保議員への答弁にもありましたが、特に住民の活動の拠点になる公民館は、運営方針も含めて、今後、町がどのように関わっていくかをそれぞれの地区へ出向いて、

町民の皆さんに明確に示していく必要があると思います。

組織・機構の見直しで経常経費の削減を進めてきていると思いますが、行政の業務拡大化への取組で業務負担軽減やコスト削減が図れていると、私が見ていますが若狭広域行政事務組合で共同処理していますところの、可燃ごみ処理施設の施設、管理及び運営に関する事、要介護等認定に係る審査及び判定に関する事、障害支援区分認定に係る審査及び判定に関する事です。

さらに業務広域化の拡大により効率化できないかと考えますがインフラ整備です。若狭町公共施設等総合管理計画を見ますと、主要なインフラ施設の上水道更新時期のピークが2030年頃、下水道においては2040年頃になるとの予測です。当然、施設の長寿命化も含めて整備費用の心配もしなければなりませんが、整備に当たる技術職員への業務量が能力を超える事態にならないか、また人員不足で業務が滞らないか心配されます。

そこで、私からの提案です。これに対する町長のお考えをお聞かせください。

若狭広域行政事務組合においては、事務処理だけではなく地域間格差をなくし、公平性を保つため要介護認定に係る審査及び判定を行っています。これと同じように、専門性の高いインフラ整備を担う技術系の職員を、職務を通して育成できるよう専門集団をつくり、そこで設計、管理監督業務を担ってもらいます。

若狭町だけでなく、近隣市町でも同様に、今後、専門性の高い人材の確保が継続できるかが課題となるでしょう。各市町から技術系職員による専門集団をつくってはどうかということです。町単独ではキャリアアップにつながりにくいことも、担当範囲が近隣市町で広範囲になれば、知識や情報、技術の取得など職員の能力向上にもつながります。それが次の人材を育てることにつながります。

少数精鋭部隊が効率のよい仕事をしてくれると考えます。各市町独自で取り組むより、それぞれが人材を出して職務に当たるのが効率的にもよいのではとの考えです。アウトソーシングも選択肢にあるかもしれませんが、住民との交渉もあります。住民との信頼関係も重要です。そうすると、やはり行政職員が担うべきと考えます。このようなことが可能なのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議員）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えいたします。

議員のほうから、各市町からの技術系職員による専門集団の創設という御提案をいた

だきましたけども、現状は厳しい、難しいと考えております。

まず現在、若狭広域行政事務組合では、可燃ごみ処理関係、また要介護等及び障害支援区分の審査及び判定の事務の共同処理しております。可燃ごみ処理関係では、広域で行うことにより施設の建設費用や維持管理費用を抑制することができ、また介護、障害の審査関係では、判定基準が構成市町で統一化されることや、市町ごとに必要な審査員の人数も広域で処理することが抑制できることなどから、コスト面や事務処理面で有益性を感じております。

一部事務組合では、本来、各市町で担うべき業務等について共同処理が可能かどうか、また共同で処理したほうがコスト面や事務処理面を抑制できるメリットがあるかどうかなどを総合的に判断し、構成市町で組合を設立して共同処理していくものと認識しておりますが、昨今の物価高騰の影響や自治体間の料金格差、施設までのアクセスなど課題も残っております。

次に、御質問のインフラ整備を担う技術系職員ですが、御指摘のとおり、今後建物やライフラインなどのインフラの更新が必要な時期が来ることは間違いなく、インフラ整備を担う技術系職員の役割は大変重要でございます。しかしながら、各市町が職員の確保、特に技術系職員の確保に苦慮している中で、一部事務組合に技術系職員を派遣する余力がないのが実情でございます。

また、このようなインフラ整備は住民の皆様に直結していることが多く、議員も御指摘のとおりですが、市・地元交渉などは地元市町の職員が赴き、整備方針などを丁寧に説明することが求められます。

そして、実際に事業実施となった場合には、広域での発注となりますので施工業者も広域化することから、地元業者の衰退も懸念され、こういった状況になりますと災害時や除雪等の対応に影響を及ぼすと考えます。さらには、日々の修繕的な工事など維持管理に係る業務でも各市町が実施する必要がありますので、そのための人員も別に確保する必要がございます。

こうした中、福井県では職員派遣制度を実施していただいております、若狭町でもこの制度を活用して技術系職員を派遣していただいております。県からの派遣職員の専門的な知識を有効に発揮し、仕事を進めていく中で今後も町の職員の知識や情報、技能の習得など、職員の能力向上を目指して技術系職員の育成を同時に図ってまいりたいと考えております。

最後に、県や一部事務組合などに派遣している当町の職員についての印象、また評価でございますが、派遣先からは優秀だとか、よく仕事をしてくれるというお声もいただ

いておりまして、その点は若狭町の職員の能力の高さを実感しているところでございます。

戦国武将の武田信玄は、「人は城、人は石垣、人は堀」という言葉を残しておりますが、職員一人一人の持つ能力を十分に引き出し、適材適所で活用すれば強固な組織をつくることができると考えます。引き続き意欲的な職場環境づくりに努め、人事交流や研修の機会などを利用しながら人材育成に取り組んでまいります。

○議長（熊谷勘信議員）

倉谷議員。

○9番（倉谷 明議員）

建設課や農林水産課には県からの派遣職員がおられます。このところ数年、土木系の職員募集への応募がなく採用がないので、県の職員派遣制度はありがたいです。手段は選ばないとは言いませんが、町を担う職員の養成と待ったなしのインフラ整備に支障がない体制を構築してください。

経常経費削減に集中してしまいましたが、少ない人員で効率よく最大限の結果を出すことができればよいわけで、これまでも組織改革も行われてきました。その中で町に利益をもたらす産業分野にも力を入れてきましたが、このところ町の主力産業の農林水産業、いわゆる一次産業が観光分野を除けば一般質問でも取り上げる機会が多いように感じています。今日も2人の議員からその分野に対して質問がありました。

地元の二次・三次産業の衰退が甚だしいと感じているのは私だけでしょうか。地元の雑貨店やガソリンスタンドの小売店、建築業大工さん、電気店、土木建設業などは大手の業者に押されて事業規模が縮小、衰退を余儀なくされているところも多いと思います。また、需要も減っているのも確かです。当然、それに携わる人も減少です。消費者にとっては生活への影響が少ないので危機感はないかもしれません。

しかし、地元の事業主が利益を上げて税金を納めてくれてこそ町の存続につながると思います。町も何もしてないわけではありません。例えば、先日配られましたハッピー商品券は町の事業者にも利益が回り、ありがたいです。管理や業務の改善を進めるときに「ムリ・ムダ・ムラ」をなくすことは業務の効率化にもつながりますが、それだけでは対処できない分野もあります。

地元の産業、特に二次・三次産業を発展させるための施策を練るのも行政の役目です。それに向けた組織再編、新たな機構づくりへの考えをお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議員）

二本松副町長。

○副町長（二本松正広副町長）

それでは、御質問にお答えいたします。

町の二次産業・三次産業の発展に向けまして、融資制度や労働力確保、固定資産税の優遇などの支援策を事業化しており、今後も行政として地元産業の発展に向けた支援は重要であると考えております。

議員御指摘の地方における産業の衰退という面におきましては、わかさ東商工会によります若狭町における会員数、令和４年度末の４８７名が令和７年度におきましては、令和８年２月現在でございますが４９１名、ほぼ横ばいであるとお聞きしております。現時点におきましては、衰退の状況にはないと判断しております。

しかしながら、社会情勢は日々変化もしております。また人口減少、そしてまた後継者の育成といった課題もございます。今後におきましても、実情をしっかりと把握すること、そして行政と事業所との連携を強く保つこと、ここが大変重要であると考えております。

農林水産業では、農林水産課を中心としてそれぞれの事業者と調整しながら、観光業におきましては観光協会などと連携を図りながら、また商工関係では、わかさ東商工会と連携を図りながら、それぞれ観光まちづくり課を中心に支援策等を検討し、都度必要な施策を事業化することによって二次産業・三次産業の支援につながると考えております。

現時点では組織の再編、そして新たな機構づくりは行わず、引き続き現体制におきまして事業者との連携を密にしながら、地元事業者を支援してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

倉谷議員。

○９番（倉谷 明議員）

二次・三次産業には、ここ数年では衰退が見られないとのことですが、商工会の会員数での推察には無理があると思います。

質問には挙げませんでしたが、税収の伸びはあったんでしょうか。事業者さんの声からは、町に仕事がないので出稼ぎとまでは言わないが、町外・県外へ仕事を求めて働きに行っている人もいます。なぜ組織再編や新たな機構づくりの考えがないのかの質問をしたかですが、二次・三次産業の中心的担当課は観光まちづくり課ですが、その業務範囲が幅広く多岐にわたり、どこに重点を置いているのかが分かりません。活動の焦点がぼやけているように感じているのは私だけでしょうか。商工業振興、雇用創出部門を

切り離して力を注いでもらいたいと考えます。これは私からの意見です。

人口に対する職員数の割合が類似地方公共団体と比較して高いですが、分庁方式による庁舎運営が起因していると思います。しかし、職員数をさらに削減するには、現状の組織運営では限界があるのではないのでしょうか。職員の給与水準を比較する指数にラスパイレス指数があります。これを見ますと、若狭町は類似団体平均を大きく下回る状況です。類似団体の中ではほぼ最低水準です。これでは求人をしてもらっても応募してくれる可能性は低いと思われます。公務員の成り手不足の中、今後大変厳しい状況に追い込まれるのではないのでしょうか。

財政状況が年々厳しくなる中ですが、住民サービスの質の低下を招かないためにも、引き続き計画的な職員採用が必要です。若狭町の魅力を伝えることに加え、仕事への喜びを感じてもらえることがとても重要です。民間企業に負けない賃金の上げは考えていますでしょうか。

○議長（熊谷勘信議員）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正課長）

それでは、御質問にお答えします。

全国的に自治体職員の志望者が減少する中、若狭町では職員募集のお知らせのほか、インターンシップの実施や複数回の受験機会を設定するなど、積極的に職員募集に取り組んでおり、町外また県外からも応募いただいている状況でございます。引き続き町の魅力を発信しまして、計画的な職員採用を継続してまいります。

なお職員採用に当たっての新卒の初任給につきましては、人事院規則による国家公務員の初任給に準拠するよう国から指導されておりますので、国家公務員の一般職と同額の初任給となっており、これ以上の上げを行うことはできません。

そして、自治体職員の給与につきましても、従業員が100人以上の民間企業の給与額を考慮して行われます国家公務員の人事院勧告に基づきまして毎年度改正しており、民間企業との格差是正が図られているところでございます。

○議長（熊谷勘信議員）

倉谷議員。

○9番（倉谷 明議員）

初任給が引き上げられないとか、給与は人事院勧告に基づいてるということは分かりました。でも、ラスパイレス指数が低いのはなぜなのでしょう。何か手だてはないのでしょうか。

今後、さらなる業務改善による行政コスト削減が必要になると思われます。昨今、生成ＡＩをはじめとするＡＩの進化は目まぐるしいです。ＡＩを活用することで、人力で行っていた業務を大幅に削減できる可能性があります。

しかし、これらの先端技術導入には専門的な知見が必要です。行財政改革に向けたＡＩ導入計画と、それに向けた職員採用の計画があればお聞かせください。

○議長（熊谷勘信議員）

竹内総務課長。

○総務課長（竹内 正課長）

それでは、御質問にお答えします。

ＡＩ導入につきましては、会議等の文字おこしの機能を持つログミーツを活用しまして、会議録を作成するなど業務時間の短縮に役立ててきました。現在、施策の企画立案や文書作成のための生成ＡＩの導入に向けまして実証実験を行っており、令和８年度からの本格稼働に向けてガイドラインの作成等も行っております。

また、ＡＩ導入に向けた職員に限らず、情報技術の専門職員は将来的にも必要性があることから令和５年度から募集をしておりますが、現在のところ採用には至っておりません。情報技術の専門職員として適任者がいれば積極的に採用を進め、今後のスムーズな先端技術の導入を図っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

倉谷議員。

○９番（倉谷 明議員）

雇用があっても、それに応募してくれないと行政の組織自体が存続できません。町の職員だけに限ったことではありません。この地域全体の憂慮すべき事態です。憂いでいるだけでは解決しません。住民生活の安全・安心につながる業務に魅力を感じて、職務に励んでくれる人材を育てるのが急務だと思います。そして、人員採用での不足部分は、当面職員の能力アップに頼ることになるかと思います。ただ、メンタルヘルスを保つための対応は怠らないようにお願いします。

以上で、私からの質問を終わります。

○議長（熊谷勘信議員）

３番、速水真由子議員。

速水真由子議員の質問時間は、１５時１１分までとします。

○３番（速水真由子議員）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い質問させていただきます。

今回は、嶺南広域連合の再評価と若狭町の存続戦略について一般質問を行います。

まず初めに、渡辺町長をはじめ若狭町当局の皆様におかれましては、日頃より町民の生活を支える御尽力に心より敬意を表します。特に最近のLINE公式アカウントを通じた行政手続のデジタル化や物価高騰に対するわかさハッピー商品券の迅速な配布など、住民の利便性と生活に寄り添う現在の取組につきまして、高く評価させていただいており感謝申し上げます。

さて、この嶺南地域は、東の敦賀市から高浜町まで東西に約80キロメートル距離があります。これは東京から小田原や大阪から姫路の手前に匹敵するエリアとなります。町民は買物や医療、通勤など日常的に市町の境界線を越えて生活をしています。このような生活圏の中で、私が今、若狭町の未来に対して危機感を抱いていることがあります。それは現在、若狭町上中庁舎に置かれている若狭広域行政事務組合の事務所が、今後隣の小浜市へ移転をすることです。これは単なる事務所の引っ越しにとどまらず、地理的に嶺南の中心に位置する若狭町から広域行政における求心力やリーダーシップのよりどころが1つ失われてしまうということにもつながらないでしょうか。

これまで多くの先輩方も懸念されてきた警察や消防などの管轄が分断されているという問題、そして、さらに広域の拠点まで手放すことになる若狭町が、嶺南の中で埋没せずに生き残る道はどこにあるのでしょうか。それは、単独の町として閉じ籠もることではなく、より広域で強い権限を持つ新しい連携の枠組みを町自身が主導していくことだと今は強く感じています。

本日はその第一歩として、かつてこの嶺南で真剣に議論されながら幻となった嶺南広域連合の歴史に光を当てて、町長の明確な御見解や方向性を伺うための初めての率直な質問とさせていただきます。

平成26年、嶺南6市町の首長が合意して、県と各市町から派遣職員で構成される広域連携推進室が設置されました。当時作成された計画では、単なる事務の共同処理を超え、保健所運営の権限の移譲や電算システムの統合による抜本的なコストの削減など、住民利益に直結するような具体的な広域連合の設立が練られておりました。町長は、当時一議員としてこの議論をつぶさに見てこられたお立場です。もしあの構想が実現していれば得られたはずの住民のメリットについて、現在はどうのように再評価をされているか、御見解を伺います。

○議長（熊谷勘信議員）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、速水議員の御質問にお答えいたします。

私は、平成２５年の５月から町議会議員となっており、当時は町議会議員の立場でございましたが、まず経緯から述べさせていただきたいと思います。

平成２６年に嶺南地域広域行政推進委員会において合意されました嶺南広域連合の設立につきましては、当時、６市町の職員と県の職員で構成された広域連携推進室で、広域観光や有害鳥獣焼却処理施設の管理運営の広域化、また広域斎場、電算システムの共同化や消防の広域化など、共通の政策課題や事務の共同処理について調査・検討を行い、広域で取り組む必要性について議論がなされました。

しかしながら、各市町が様々な課題を抱えている中、広域連合設立には相当の時間を要することが想定されたことから、どの項目から取り組めるかや引き続き議論が必要かを整理し、連携できる市町の枠組みで共通する課題に対する取組を進めることで合意がなされました。

その第１段階として、現在、若狭広域行政事務組合が小浜市、高浜町、おおい町及び若狭町の枠組みで設立され、可燃ごみの処理や介護認定審査などに現在取り組んでおります。嶺南広域連合の実現には至りませんでした。可燃ごみ処理施設の整備や運営管理、介護認定審査事務の共同処理等については、単独自治体では効率的に処理できない広域的な行政課題に対応することができており、一定の財政効果と職員の負担軽減も図られているものと考えております。

また、若狭町海士坂地係に建設された嶺南地域有害鳥獣処理施設については、地元地域の御理解の下、敦賀市や美浜町も含めた嶺南地域一体から搬入され共同処理を行うことができており、メリットとして挙げられます。嶺南地域の将来を考え、議論や協議がなされたものであると認識しており、当時の御苦勞に対しても敬意を表したいと思います。

以上でございます。

○議長（熊谷勘信議員）

速水議員。

○３番（速水真由子議員）

町長、御答弁ありがとうございます。

平成２９年に出されました嶺南地域広域連携ビジョンによりますと、平成２６年度から平成２８年度にかけて、首長の会議や専門の部会など延べ約１８０回もの会議が開催されています。これがいかに重いものであったか想像できます。

全国町村会の「平成の合併をめぐる実態と評価」でも指摘されているとおり、国や県の財政誘導による無理な合併は、行政と住民の距離を遠ざけたという側面もありました。私たちが今目指すべきは無理な市町村の合併ではなく、それぞれの町の風土やアイデンティティを残しながら保健所や電算システムの権限やインフラなどを共有する広域連合の仕組みであると思っています。

現在の一部事務組合の枠組みでは、システムの統合、そして医療・福祉の権限移譲といった町の根幹のコストを下げて住民を守るという強い権限は持っておりません。

そこでお伺いします。過去の構想が頓挫した背景には、様々な自治体の思惑や県の事情があったとされております。しかし、人口減少がさらに10年進み、広域組合の事務所も移転していく今、自治体同士で綱引きをしている余裕はないのではないのでしょうか。過去の経緯を教訓として、分断されがちな若狭町だからこそ、町長が自ら再び広域連合の議論の火種となって主導権を持って推進していくリーダーシップを発揮されるというお考えはありませんでしょうか。お願いします。

○議長（熊谷勘信議員）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

大変踏み込んだ答弁を求めているとは思いますが、首長であれば誰もがリーダーシップを発揮して、その職務を務めたいと思っておりますが、その中でお預かりする町や市は、どの町にも負けないすばらしい町だ、市だという思いも併せ持っていると思います。それぞれのよさをまず引き出したり磨き上げて、そしてそれぞれの市町が足りない部分を補い合ったり、また連携をし合う、そういった取組が今進んでいるのではないかなと感じているところでございます。

また、若狭広域行政事務組合の事務所の移転というお話もいただいておりますけれども、こちらにつきましても、現在、管理者は小浜市長が務められているというところもございますので、やはりそういった事務機能が管理者のそばにあることによって、事務処理等のスピード感を持って対処することができるとか、また構成している市町も、先ほど申し上げましたけれども、そういった地理的な要因等も含めて、今回そういった移転も今議論されているところだと認識しているところでございます。

また現状、今、この嶺南地域にとりましては、北陸新幹線敦賀開業から2年が経過したというところで、小浜―京都ルートの早期全線開業に向けた機運が高まっております。嶺南各自治体の連携をさらに強め、嶺南地域が一体となることは重要でございます。

現在、嶺南広域行政組合においては、管理者である敦賀市の米澤市長を中心に、北陸

新幹線の延伸や小浜線の利用促進、地域活性化策など共通する課題について取組を進めているところでございますが、今後も嶺南地域の諸課題や構成自治体の共通課題について、嶺南広域行政組合の管理社会等で共有を図りながら、各市町間や県の嶺南振興局との連携をさらに強めることによって、力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

速水議員。

○3番（速水真由子議員）

ありがとうございます。

若狭町は将来の嶺南一市というビジョンを前提にして三方地域、上中地域が郡境を超えて合併した町だと存じています。しかし、構想が頓挫した結果、警察や消防の管轄が分断される状況が残されてしまいました。だからこそ若狭町が主導しなければならないテーマではないかと感じているところです。

次に、持続可能な行政サービスの構築について伺います。

現在、嶺南地域ではごみ処理などの一部事務組合がありますが、過去には消防の広域化も検討されましたが、地理的な要因などで実現しなかったという経緯がありました。しかし、当時からさらに人口減少・高齢化が加速しているので、もはや町単独で高度なインフラや専門的な行政サービスを維持するということが限界に近づいているのではないのでしょうか。町長は、現在どのような危機感をお持ちか伺います。

○議長（熊谷勘信議員）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、お答えをいたします。

行政が抱える共通課題につきましては、広域的な視点から着実に推進する必要があり、全国においては自治体が個別に導入・運用していた住民記録や税など、住民生活に密着した業務システムを国が定めた標準仕様に準拠したシステムへ移行する取組が進められ、効率化が図られております。

また、福井県では県・市町共同によるDX推進施策として、県民のニーズが高いデジタルサービスの導入にも連携して取り組むなど、住民サービスを維持するための共同化が進められております。住民ニーズが多様化する中で、限られた職員で行政を運営しているこの現状につきましては、デジタルを活用するなどして一定のサービス水準は維持できているものと考えております。

単独自治体よりも広域での共通した取組は効率的であると認識しておりますが、先ほども倉谷議員の御質問でお答えしましたが、昨今の物価高騰などの影響により、予想を超えるコスト増に直面するリスクも兼ね備えております。また、それぞれの自治体の特性もある中、組織が大きくなることによって自治体間で優先事項が異なる場合は、それぞれの意向を調整する必要もあり、他自治体の事情に合わせることで、業務や財政負担が増加することも想定されます。

今後は、広域連携について各自自治体の課題等を共有するとともに、その効果や負担などを整理しながらしっかりと検討していく必要があると考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

速水議員。

○3番（速水真由子議員）

ありがとうございます。

先ほど町長の御答弁の中にもありましたように、嶺南6市町で構成されている嶺南広域行政組合の令和6年度と令和7年度の事業概要や予算書を確認いたしました。そうしますと、核燃料税を活用した基金の積立て、また新幹線の開業に伴う公共交通の利用の促進やイベントの支援、このような非常に重要な事業が行われています。ただ、現在の連携はPRやイベント、そして一部の施設の管理といった限定的なものにとどまっております。

かつて推進室で議論されていたような各市町の電算システムの結合による抜本的なシステム維持費の削減や保健所などの権限移譲による住民サービスの劇的な向上といった行政コストの構造そのものを変えるような効果が生み出せていないように思います。

厳しい財政状況の中、住民の利便性向上と行政コストの抜本的な削減、この2つを両立させるためには、今の限定的な事務組合から一步踏み出して、過去の構想をベースにした権限移譲を伴う広域連合の議論を再びテーブルに載せるべきと考えますが、御見解を伺います。

○議長（熊谷勘信議員）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、お答え申し上げます。

人口減少や少子高齢化が続く中、嶺南地域において各市町はそれぞれの地域課題に直面しており、事情に応じて様々な知恵を絞りながら切磋琢磨し、行政運営を行っているところです。今は自分たちの地域を守り生かすことに注力するときであると私は考えて

おり、そのために当面は現在の体制を維持しながら各市町の連携を強化する、そして今後は共通課題をともに解決していく機運が高まったときには、嶺南広域行政組合等の中で議論を深めていくということがふさわしいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

速水議員。

○3番（速水真由子議員）

自分たちの地域を守り生かすという町長の信念は、町民にとって大変心強いお言葉です。そして、連携が強化された先に、町長自らがぜひ再び広域連合議論の火種となっていきたいと私は願っています。

行政の枠組みの限界は、住民にとっては生活の限界に直結します。気がかりである、先ほども先輩議員が質問された学校統廃合などの将来像や、そして町そのものの存続、連携のビジョンなど、行政単独での意思決定が難しい課題がたくさんあると想像しております。そのような側面で、我々議会から議会提案として政策提言を受けられた場合、両輪となって前向きに検討される御用意がお在りか、町長の御答弁を求めます。

○議長（熊谷勘信議員）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、お答えいたします。

議会は住民の代表であり、二元代表制の一翼として重要な役割を果たされております。議会の中の議論を経て出された政策提言であれば、民意を反映したものとして尊重すべきであると考えております。今後も議員の皆様とは、建設的な議論を重ねながら町政運営をさせていただくとともに、町民の福祉向上と持続可能なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

速水議員。

○3番（速水真由子議員）

議会からの提言を尊重して、建設的な議論を重ねるという力強く前向きな御答弁をいただき感謝申し上げます。議員として共闘の姿勢で責任ある政策提言を行ってまいりたいと思います。

また、今回、町長からは、広域事務組合の設立によって一定の財政効果があったこと、そして現在はデジタルの力を借りてサービス水準を維持している、地域を守って生かすことに注力するというお考えも伺いました。

本日、私の質問は、経験不足・勉強不足な点もあったかと存じます。ただ、私は約15年間、福井県、特に嶺南地域の隅々まで仕事をさせていただいて、先々で会話をさせてもらう中で、事業者の方や住んでいる人と話す中で、真ん中に位置している住みよい若狭町をととても誇りに思うと同時に歯がゆさを感じる点もあり、今回は率直に質問させていただきました。御答弁感謝いたします。

若狭町がこの広大な嶺南地域で確かな求心力を持って、住民がこの町に住み続けたいと思える、心から思える未来を町長や町民の皆様と一緒に今後とも研究していきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議員）

ここで、暫時休憩します。

（午後 2時32分 休憩）

（午後 2時39分 再開）

○議長（熊谷勘信議員）

再開します。

14番、北原武道議員。

北原武道議員の質問時間は、15時40分までとします。

なお、北原議員より、資料の提示の申出がありましたので、これを許可しました。

○14番（北原武道議員）

介護保険制度は3年ごとに改定されますが、来年度、2027年度から始まる第10期の制度構築のため、現在、国や自治体において改定作業が進められております。本町では、介護保険制度の現状はどのようになっているのか質問し、確認していきたいと思っております。

最初に私事ですがけれども、母親がデイサービスのお世話になっておりまして、献身的にお世話いただいている関係の皆様に感謝申し上げる次第でございます。

さて、近年我が国の介護保険制度は、制度存続の危機にあると言われております。昨年8月31日の福井新聞は、共同通信の全国自治体アンケートの結果について報道しております。これが1面で全国の、見えないと思いますけど、内容です。別の面には、県内の自治体についても出ておりまして、ネットを見ますと、中日新聞がその質問と全市町の回答、これ一覧全部載せてます。

これがネットで出てるやつですけども、実に細かに出ております。若狭町がどういう回答をしているかというのも分かるわけですけども、全国のほう、介護保険持続危機

感 97%と、97%の自治体が危機感を持っていると。人手不足が主因となっておりますがね。福井県のほうで言うと、県内は94%が危機感を持っているという結果になっております。県内ではとても危機感があると答えたのが8市町で、ある程度危機感があると答えているのが本町を含む8市町、そして福井県自身であります。

現在、つまり第9期の介護保険制度ということなのですが、これが始まったのは令和6年4月であります。2年前です。この2年間、僅か2年間ですけど、本町の介護保険制度の状況がどのように変化してきたのか尋ねていきたいと思います。介護保険制度の状況です。

まずは、介護サービスを提供する側、介護基盤についてでございます。

2年前の令和6年4月から現在までの間に、町内の介護事業所、介護施設の増減はあるでしょうか。具体的にお答えください。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

それでは、御質問にお答えします。

令和6年4月と比較しますと、訪問介護事業所が2事業所の減、小規模多機能型居宅介護が1事業所の減、認知症対応共同型生活介護が1事業所の減となっています。

○議長（熊谷勘信議員）

北原議員。

○14番（北原武道議員）

全国的に介護職の人材不足とか経費の膨張といった原因で事業ができなくなってきております。特に訪問介護事業者の撤退が顕著でございます。

今の課長のお答えで、本町も小規模多機能がございましたけど、こういった状況、本町でも例外でないということが確認できたと思います。

介護サービスを提供する上で最も基盤になるのはマンパワーであります。本町の介護施設で働いている介護職員の総数は、この令和6年4月当時何名で、現在は何名でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

それでは、御質問にお答えします。

介護事業を実施している介護事業所の職員数でございますが、現在把握できている範

囲では、第9期当初につきましては415名、現在は389名となっております。

○議長（熊谷勘信議員）

北原議員。

○14番（北原武道議員）

415名から389名に、2年間で26名減っているということでございました。介護サービスの提供能力がそれだけ低下している、あるいは職員が無理をして働いているということかなと思います。

では、それらの施設全体で現在何名の介護職員を募集中でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

御質問にお答えします。

現在確認できている範囲で45名の募集がございます。職種の内容につきましては、介護職員29名、リハビリ職員7名、看護職員5名、介護支援専門員2名、調理師・運転手2名となっております。

○議長（熊谷勘信議員）

北原議員。

○14番（北原武道議員）

介護現場は慢性的に人手不足でございます。常時求人はしているようであります。それにもかかわらず2年間で26名も減っている。正常に事業をこなすためには、今の瞬間、45名の補充が必要だということだろうと思います。この人員補充というのは、状況からして不可能としか言いようがないですね。

町長は、本町で就職する学生を増やすために、わかさで輝く奨学金返還支援制度を創設しました。そして、特に介護職には30万円のプレミアムをつけました。この補助制度を受けて介護職についた職員は何名いますか、お尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

わかさで輝く奨学金返還支援制度は令和3年度に創設し、定住を促進し、修学の機会を平等にすることで地域社会を支える人材を確保し、活力ある地域づくりを目指すため

の制度でございます。

大学等で貸与を受けた奨学金の返還総額の2分の1、町外事業所勤務の場合は上限50万円、町内事業所勤務の場合は上限100万円を補助し、町内の事業所で医療や介護職に就いた場合には30万円を加算することとしております。この制度を利用された方はこれまで34名で、うち町内で医療職に就いた方は令和5年度・6年度に各1名、介護職に就いた方は令和7年度の1名となっております。

○議長（熊谷勘信議員）

北原議員。

○14番（北原武道議員）

1名ということで、町長のこの間の尽力は私は多とするものでございますが、介護職場の人材確保はもっともっと手ごわい問題のようでございます。

昨年7月、全国知事会が国に提出しました「令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」、今、国会で審議される予算ですが、その予算に対して昨年、要望・提案をしております。全国知事会です。これもインターネットのホームページを見れば出ているわけですが。

23ページを読みます。

介護サービス提供体制の確保という項目がございまして、1、介護人材の確保。

介護人材の安定的な確保に向け、国においてもあらゆる手段を活用し、緊急にかつ集中的に財源を投下して、介護職への理解促進とイメージアップに取り組むとともに、学生、主婦、元気高齢者、外国人など多様な人材の確保を推進すること。

次が、介護職員等の処遇改善。

介護を必要とする方に持続的に介護保険サービスを提供するためには、介護人材の確保・定着が不可欠であることから、人材確保に資する確実な収入の引上げにつながるよう、介護報酬における処遇改善加算の効果を検証し適切に制度設計するなど、サービス種別を限定せず、介護事業所で働く全ての従業者のさらなる処遇改善を図ること。

次は、介護事業所の経営安定化というところです。

地方においては、介護を要する高齢者の所在が点在しており、サービス提供のための効率化が図りにくいことから、訪問介護の移動時間を介護報酬の算定に反映させる等、地域の実情を考慮するとともに、令和9年度に予定されている次の定期改定、今の話です、これを待たずして臨時改定等の措置を速やかに講じることも含め、物価の上昇などの社会情勢を迅速に反映させる制度設計を行うことで、介護事業所の経営安定化を図ること。

あとちょっとあるんですが、省略します。こういう要望を全国知事会に出しているわけですが、この財政措置、制度設計を何とかしてくれということで、緊急な国の関与を求めているわけでございます。

介護保険制度とは、全ての人が40歳から保険料を払い、介護が必要になったら介護サービスが受けられる、このような社会システムであります。社会保険制度です。このシステムを機能させていく責任は自治体にあります。こういうシステムを回さなきゃいけないわけです。

しかし、実際に介護サービスを提供するのは介護事業者であります。介護職員がいなくなる、介護事業所がなくなるということで、サービスが提供できなくなれば、この介護保険制度は崩壊いたします。今はその危機だということに言われているわけです。介護保険制度崩壊の危機感を持って全国知事会は、先ほどのような要望を国に出しているわけでございます。

私も介護保険制度を持続させるためには、喫緊で言うなら介護人材を確保するためには国が責任を果たす、これは全国の問題ですから、国のお金を使う、それ以外に方法はないと思います。

さて、続いて介護サービスを受ける側について、受給者ですね、2年間の状況の変化をお尋ねしていきたいと思います。

まず、本町の要支援・要介護の認定者数、これは第9期の発足当時、令和6年4月ですが何名で、現在は何名か。そのうち実際にこの介護サービスを受けている受給者は何名でしょうか、併せてお伺いいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

御質問にお答えします。

令和6年4月の65歳以上の第1号被保険者数は4,921名で、認定者数につきましては、要支援1が91名、要支援2が111名、要介護1が171名、要介護2が176名、要介護3が128名、要介護4が143名、要介護5が98名、合計918名でございます。

令和8年1月の第1号被保険者数につきましては4,888人で、認定者数につきましては、要支援1が104名、要支援2が111名、要介護1が189名、要介護2が182名、要介護3が130名、要介護4が134名、要介護5が81名、合計931名となっております。

受給者数につきましては、令和6年4月時点で、居宅介護サービス477名、地域密着型サービス139名、介護老人福祉施設101名、介護老人保健施設94名、介護医療院2名、合計813名で、令和8年1月時点では、居宅介護サービス554名、地域密着型サービス133名、介護老人福祉施設109名、介護老人保健施設96名、介護医療院4名、合計896名となっております。

○議長（熊谷勘信議員）

北原議員。

○14番（北原武道議員）

詳細なデータを報告いただきましてありがとうございました。

グラフをつくってみましたんで、グラフでお話を進めていきたいと思います。

今、第1号被保険者、つまり65歳以上の方の人数も教えていただきましたので、私は聞いてなかったんですが、ありがとうございます。それで加味して、その人数は減ってるわけですけどね。65歳以上の方、予想外でしたね、減ってるわけです。

この円が認定者でございます。認定されているけれども介護を受けてないという方がいらっしゃいますので、それがこの隙間になっているところなんですけどね。これは受けてないというグラフ。例えば、これ面積とか半径とか円周が何かを表わすという数量的なものじゃないんですが、イメージ的につくりました。2年前は介護認定されている方が918名で、65歳以上の中の18.7%だったと。現在は931人増えてるんですね。65歳以上の方は減ってますけどね。認定者は増えています。19.1%。その増えている中でも実際に介護を受けている人はもっと増えてるんですよ。隙間が狭くなってます。813人が受けていたと。今現在は896人がサービスを受けているというわけで、この介護サービスの需要は増えているわけです。

お答えでこの認定者の内訳人数、今報告いただきました。このようになりました。車線を引っ張ったのが2年前です。引っ張ってない白いのが現在ですけど、これは率です。65歳人口に対して何%かという率で表してます。御覧のように、2年間で要介護3までは増えてます。要介護4・5が減ってるんですね。要するに重い方が減ってます。これはどう評価するか分かりませんが、時にこの要介護1辺りが非常に増えてますね。こういう人たちは、どういうサービスを受けてるか。今報告ありましたので、それがこのグラフになりますね。これも斜線を引っ張ったのが2年前、白いのが現在です。

見てお分かりのように、地域密着サービスはちょこっと減ってますね。あとは全部増えてます。地域密着サービスというのは小規模多機能とかそういうのが入りますから、先ほどの言わば本町でも廃止になった事業所がございましたけども、そういう影響かも

しれない。あとは全部増えてます。特に増えているのが居宅サービスです。これが非常に目立ちます。これはどちらかというと、先ほどの介護度の低い方が多いんじゃないかと思えますけども、そういう方が増えて、居宅サービスが増えたという形になっているんじゃないかと思えます。

ここの介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老健）、それから介護医療院、これは施設サービスといいますけど、これは増えてますけど、あまり変わりません。多分もうずっと満室状態、施設が増えない限り増えないという状況じゃないかと思うんですが、それで変わってないんだろーと思えますけども、そういう状況です。

ここを聞いてみたいと思います。施設サービスで言うと、この3つのほかにも有料老人ホームといいますか、そういうのもあるわけですが、町内にある施設サービスを行うところの定員、それから現在の入所者、待機者がおりましたら待機者と、この数を教えていただきたいと思います。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

御質問にお答えします。

現在確認しますと、介護老人福祉施設で定員90名のところ、入所者数89名、待機者数48名、地域密着型介護老人福祉施設で定員29名のところ、入所者数29名、待機者数32名、介護老人福祉施設で定員100名のところ、入所者数98名、待機者数42名、特定施設入居者介護で定員数30名のところ、入所者数30名、待機者数4名、有料老人ホームで定員75名のところ、入所者数75名、待機者数8名となっております。

○議長（熊谷勘信議員）

北原議員。

○14番（北原武道議員）

いずれの施設も満杯状態で、入居を待っている人がたくさんいらっしゃるということのようでございます。

この待機者のうち自宅で待機しているという方は何名でしょうか、お尋ねします。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

お答えします。

待機者１３４名のうち６１名が自宅待機者になります。

○議長（熊谷勘信議員）

北原議員。

○１４番（北原武道議員）

幾つかの施設にダブって申し込んでということもありますから、今の数が実数だということではないとは思いますが、申込みもダブって、待機もダブってカウントされますから、今のお話では待ってる方の約半数程度の方が自宅だということだろうと思います。介護施設の数が社会的には不足している、待機している人が多いということになるかと思います。この待機者がいるというのは、施設サービスを希望しているけれども受けられないということですから、もともと介護が必要になったら介護してもらうというのが介護保険なんで、受けられないと介護難民みたいなもんですね。

居宅サービスにおいても、希望しているけれどもサービスが受けられないというような例はございますでしょうか。第９期の期間において、この２年間ですが、あれば紹介してください。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

居宅サービスが提供できなかったケースはございます。

まず、本人の事情としましては、経済的理由や健康状態が不安である場合、また帰宅願望が強く利用できなかったなどのケースがございます。

また、身内の方の理解が得られなかった場合もございます。事業所側の事情としましては、定員数を超えている場合や事業所の人員不足、送迎の範囲外などの理由でサービスが提供できなかったケースがございます。

○議長（熊谷勘信議員）

北原議員。

○１４番（北原武道議員）

数は分かりませんが、結構いろいろあるようでございます。いろんな事情があることは思いますけど、保険料を払っているのにサービスが受けられないということになると、これは社会保険ではなくなってしまいますのでね。社会保険システムを機能させる、回していくということは自治体の責任でありますので、これは我々議員も含めてですが、町民のためにしっかり汗をかかなければいけないと思います。

さて、介護保険制度はサービスが増えたり、職員の待遇改善がなされたりして給付費

が増えれば、それが保険料の値上げに跳ね返るというシステムでございます。負担と給付のジレンマと言われております。

近年、このジレンマが限界に達し、苦境の介護保険制度と言われます。先ほど紹介した共同通信の全国自治体アンケートでは、出るほうの給付費がどんどん増えるわけですからね。国の負担とかの公費負担、保険料負担、国民の40歳以上の保険料の負担、それからサービス利用者負担、利用者一部負担ですから、そのどれか、これ3つしかないわけですから、公費と保険料とサービス料以外に収入で入ってくるのは。このいずれかを引上げを検討すべきだという自治体が46%、どちらかという検討すべきというのが39%で、この入ってくるほうのお金を何とかなくちゃいけないというのが全体の85%ということになっております。

そして、その85%のうち、そのうちの84%が国の負担割合を引き上げてほしいと。保険料を上げるとか、あるいはサービス使用料、利用者の使用料を上げるとかじゃなくて公費負担をしてほしいと。特に国の負担を84%が求めているということでございます。若狭町は何とも言えないというようなことだったみたいですけど、見ますとね、どちらとも言えないかな。

先ほど全国知事会の要望も紹介しましたが、国の関与なしには負担と給付のジレンマから脱出することは不可能でございます。ところが、「若狭町高齢者福祉計画・第10期介護福祉事業計画」の策定に向けて、本町は要支援者・要介護者に対するアンケートを今実施しております。次期の計画策定のためです。これでございます。

この最後の問64というのを読んでみますと、問64、介護保険料は介護サービスの利用状況や過去の実績などから3年ごとに町が決めます。あなたは保険料の負担と介護保険サービスについてどう思いますか。1つに丸。

- 1 番、保険料が今より高くても介護保険サービスが充実しているほうがよい。
- 2 番、保険料も介護保険サービスも現状の程度でよい。
- 3 番、介護保険サービスの提供が制限されても保険料が安いほうがよい。
- 4 番、分からない。

こういう設問になっております。

介護保険制度は、介護が必要になったら、その人の介護は社会全体で見ましょうと。そのために国民は介護保険料を出しましょうという制度です。保険料は国民が無理なく出せる程度の金額でなければなりません。介護が必要になった人は、介護サービスが受けられなければなりません。そうでなければ介護の社会化とは言えません。介護の社会化を安定させるために国費が投入されているわけでございます。

ますます少子高齢化が進み、介護給付費が膨らむ中で、その給付費膨張の穴埋め策を介護保険料や介護サービスに求めることは避けるべきでございます。介護の社会化と真逆の向きになってしまいます。この問64は、介護保険事業の財源としての国費の役割をはなから度外視し、まさに負担と給付のジレンマの中に町民を囲い込むような設問となっております。このアンケート64は、設問として不適切だと思います。町長の見解を伺います。

○議長（熊谷勘信議員）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村和幸課長）

それでは、御質問にお答えします。

来年度、若狭町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定するに当たりまして、本年度はアンケート調査を実施させていただいております。要支援・要介護認定を受けてない方を対象とした若狭町日常生活圏域高齢者ニーズ調査と、要支援・要介護認定を受けておられる方を対象とした若狭町在宅介護実態調査になります。

また、アンケートの内容につきましては、国で定められた全国共通の部分と各自治体独自で定めた部分の構成となっております。御質問いただいた問64につきましては、町独自の設問の部分に当たります。

現行の国の制度として、介護保険の仕組みはサービスが充実し利用される方が増えますと、給付費が上がり保険料が上がりますし、逆にサービスがあまり提供されず利用される方が減りますと、給付費が下がり保険料が低下することになります。このような仕組みとなっておりますので、問64につきましては、国の現行の制度の中でのアンケート調査ですので、今後の方向性として住民の皆さんの御意向がどうなのかを調べる大変大切な設問であります。不適切であるとは考えておりませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

北原議員。

○14番（北原武道議員）

今、担当課長のほうから、この設問は一般論で聞いているんだと。いいサービスを介護サービスに望むか、安い保険料を望むか、町民の意向を調べる大切な設問であるというように、まさに負担と給付のジレンマを絵に描いたような御答弁でございました。

今のをもう一回読みますけれども、保険料が今より高くても介護保険サービスが充実しているほうがよい、何かこれから介護保険サービスが充実するみたいな書きぶりです

けども、反対にこの３番です。介護保険サービスの提供が制限されても保険料が安いほうがいい、何かこれからこの保険料が下がるような書きぶりに見えますけど、一般論としてはそうなんです。そうなんですけど、危機と言われる現在の介護保険制度の中で、今回、来年度からの制度改定によって介護サービスが悪くなること、あるいは介護保険料が上がること、これは私は想定できます。状況からいって、その逆は想定できません。

今のこの文章の、保険料が今より高くてもとか、介護保険サービスの提供が制限されてもとかと書いてあるわけですけど、これが気になるわけですね、ここのところがね。そういうわけでこの問題を取り上げたわけでございます。負担と給付のジレンマからの脱出は、多くの自治体が望んでいるように、あるいは全国知事会も国の関与を望んでいるように、国の負担割合の引上げ以外に方法はございません。

子ども医療費の無償化の広がり、あるいは学校給食の無償化、こういったものは地方の声が国を動かしたではありませんか。国の負担割合を引き上げてほしい、この声を若狭町から大いに発信していこうではありませんか。それが町民の願いに沿った行政だと私は思います。町長の御意見を伺います。

○議長（熊谷勘信議員）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

議員のまとめのお言葉かと思いましたが、御質問で町長の声をとということでございますが、答弁させていただきます。

アンケートにつきましては、現場の声ということで御理解をいただきたいと思います。ただ国に対する北原議員の思いというのはごもつとも受け止めております。介護保険制度については、目まぐるしく変化しておりまして、今日の社会経済情勢にも耐え得るように、必要な見直しを行うなど国においてはより柔軟に対応していただきたいと思いますと考えております。

令和７年７月にも全国町村会を通じて介護保険制度の円滑な実施を要望しておりますが、具体的には地域格差をなくし、全国で平等にサービスが受けられるように国の財政的負担を増やし財源の確保に努めてもらう、さらには介護人材確保のために制度を整えてもらうように国に対して引き続き強く要望してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷勘信議員）

北原議員。

○１４番（北原武道議員）

本町でも介護関係者は本当に苦境に立たされております。いろいろ要望していくということでございますけれども、根本的な国の負担割合の引上げをぜひ声高に訴えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。本町でも若い人の人口が減少しております。いろいろな業界で人手不足の問題を抱えております。特に特産の梅については、収穫の時期に集中的に作業が必要で、これがなかなか困難になってきております。繁忙期の作業応援者というテーマで質問をいたします。

ちょうど3年前、令和5年3月の一般質問で、私は季節的作業を組み合わせた人材派遣、そのような事業所をつくってはどうか、町が出資金を出せば、その出資金に過疎債が使えるよと、このような提案をいたしました。季節的作業を組み合わせた人材派遣事業という点では、このたび若狭ワーク&ライフ協同組合が民間主導で立ち上がりました。今後、町は若狭ワーク&ライフ協同組合の取組をどのように指導・支援していくのか、こういう質問通告を提出しておりましたけれども、先ほどの岩本議員への御答弁で状況は把握できましたので、この点での質問はパスさせていただきます。

ところで、若狭ワーク&ライフ協同組合のシステムは、特定の従業員を正規に雇用する、その従業員はマルチワーカーとして特定のスケジュールに従っていろいろな仕事に派遣される、このようなものでございます。岩本議員への御答弁では、梅の収穫作業は作業日が天候で左右される、このような作業への従業員派遣は難しいということでした。

私がもともと提案していた人材派遣の事業とは、季節的に人手が必要な短期のアルバイト、それを全国的にという大げさですけども、広域的に紹介・募集する、この短期のアルバイトの1つが梅の収穫作業ということになるわけです。短期のアルバイトを次々と一年中紹介・募集できれば、アルバイト紹介業として成り立つ。事業所が正規の従業員を雇用するわけではございません。アルバイトの顔ぶれは変わります。しかし、アルバイト紹介業というのは恒常的に業務があるんじゃないかということでございます。

隣の高島市では、柿の収穫作業に人手が不足しているということでございます。また、冬はスキー場のアルバイトが必要だそうであります。若狭町内に限ってしまうと、アルバイトの必要な季節作業はむやみにあるものではありません。しかし、近隣市町も含めて考えれば、季節的に人手が必要な仕事は結構あって、1年を通してそれらをつなぎ合わせることもできるかもしれません。このようなイメージを持っていたわけでございます。

若狭ワーク&ライフ協同組合のシステムは、マルチワーカーを正規に雇用するという

ものです。私の提案していたものとは違います。しかし、繁忙期の作業を応援という点では新しい挑戦でございます。町は大いに指導・支援していただきたいと思います。

さて、繁忙期の作業応援者という点では、私はこれも2年前、令和6年6月の一般質問で、本町の梅ツーリズムの中に、若狭町、みなべ町の梅収穫ワークショップのような観光型の梅収穫作業手伝い、あるいは埼玉県越生町の梅農家体験のような見習型の梅収穫作業手伝い、このような取組を導入する展望について尋ねました。当時の御答弁から、必ずしも積極的とは思えない町の姿勢を私は感じていたわけですが、民間で梅収穫ワークショップの活動が始まり、今年度は福井梅収穫お助けトラベル実行委員会としてワークショップの参加者を募集することになっています。この梅収穫ワークショップの取組、町がどのように指導・支援していくのか、質問通告をしておりましたが、これも岩本議員への御答弁で状況を把握いたしましたので、この点での質問はパスさせていただきます。

梅収穫ワークショップは、参加者に梅の収穫体験を楽しんでもらうことが中心的な目的であります。梅もぎを観光資源とみなした観光型の梅収穫作業手伝いであります。繁忙期の農家が参加者への対応に手を取られ、必ずしも梅の収穫作業が大助かりになるというものではありません。しかし、中には梅の収穫にやりがいを感じ、梅の収穫が得意になる参加者も現れることでしょう。梅収穫ワークショップが梅収穫作業の応援者養成の取組としても発展することを期待いたします。

さて、2年前の一般質問では、かつて農村民泊やワーキングホリデーを行っていた若狭町エコ・グリーンツーリズム推進協議会という協議会があつて、しかし今は休会になっていると。これから再建をしていくというような答弁をいただいております。その後、再建の取組状況というのはどうなっているのか、今後の展望はどうかお尋ねいたします。

○議長（熊谷勘信議員）

池田観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（池田和哉課長）

それでは、御質問にお答えします。

若狭町エコ・グリーンツーリズム推進協議会は、平成20年5月、都市と農村交流を促進し、また環境保全、地域づくりを推進する目的で設立されました。農村民泊としては、令和5年度までに延べ2,774名を受け入れてまいりましたが、高齢化による事業の廃止やコロナ禍による受入れの中止などにより、運営する事業者が3件までに減少したことなどから本協議会は休会となっております。

その後、復活に向けて観光だけでなく農林水産業に携わる生産者の方からも広く御意見をお聞きし、関係者間での調整を経て、新たな観光体験メニューとして観光型の梅収穫体験や梅ワークショップを推進しているところでございます。これまで梅にまつわる観光資源を活用した梅ツーリズムを推進する紹介ガイドを作成し、農林水産省のホームページ上でPRを図っております。

また、福井梅収穫ワークショップを昨年6月に実施し、梅の収穫作業に興味がある方や農業の体験をしてみたい方、体を動かしてリフレッシュしたい方、農家さんと交流したい方などを募集し、町外から約40名の方に御参加いただいております。参加者は梅の収穫作業を手伝うという非日常体験より心も体も癒やされ、農家は人手不足を解消できるという双方がメリットを感じており、本年も継続して収穫時期に実施する予定でございます。

今後は、「収穫体験を楽しむ」や「農村を好きになってもらう」ことから、実施の農業従事者としての活躍や本町での宿泊に発展させ、農業振興・観光振興の両面から推進してまいりたいと考えております。

○議長（熊谷勘信議員）

北原議員。

○14番（北原武道議員）

農村民泊事業者を組織していた若狭町エコ・グリーンツーリズム推進協議会は、今も休会のままのようでございます。現在の梅ワークショップにつながっているというようなニュアンスの御答弁でございました。確かに梅の収穫体験は、農作業体験の目玉でございます。しかし、農村民泊はもっと多彩な内容を含んでおりました。農作業というものいろいろありますし、何より宿泊者と農家さんの交流がお互いに刺激だったようでございます。

本町の主要産業は、農林水産業と観光業でございます。農業体験、漁業体験を観光に結びつける、そして交流人口・関係人口を増やす、このような取組が重要であります。一次産業、そして観光業の振興にもつながっていくものと思います。行政としてこのような取組にしっかりリーダーシップを発揮していただくことを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議員）

一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

（午後 3時38分 休憩）

(午後 3時43分 再開)

○議長（熊谷勘信議員）

再開します。

～日程第3 議案第1号から日程第11 議案第9号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、日程第3、議案第1号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」から日程第11、議案第9号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第3号）」までの9議案を一括議題とします。

この9議案については、去る2月26日に予算決算常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

予算決算常任委員会委員長から審査報告を求めます。

予算決算常任委員会 谷川暢一委員長。

○予算決算常任委員会委員長（谷川暢一議員）

それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月26日、令和8年第1回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました、議案第1号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」から議案第9号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第3号）」までの9議案について審査報告をいたします。

議案審査のため、2月26日午前11時30分より委員12名出席の下、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長が関係課長の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第1号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,576万円を増額し、予算総額を137億9,299万5,000円とするもので、歳入の主なものは、町税が6,129万7,000円の増額、地方交付税が1億6,602万2,000円の増額、国庫支出金が2,295万1,000円の減額、寄附金が9,890万円の減額、町債が6,780万円の減額などであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費では、ふるさと納税推進事業で1億4,824万9,000円の減額、財政調整基金費で2億3,576万8,000円の増額、減債基金費で1,853万4,000円の増額、町長及び町議会議員選挙費で1,177万円の減額など、合わせて7,1

20万2,000円の増額であります。

民生費では、民間保育所運営事業で4,111万8,000円の減額など、合わせて5,578万円の減額であります。

衛生費では、地域医療確保事業で4,115万1,000円の増額など、合わせて3,187万1,000円の増額であります。

農林水産業費では、土地改良事業で3,067万8,000円の増額、農業用電力価格高騰支援事業で221万7,000円の増額など、合わせて3,505万2,000円の増額であります。

商工費では、稼ぐ観光地づくり推進事業で200万円の減額など、合わせて68万9,000円の減額であります。

土木費では、道路改築事業で211万1,000円の減額、急傾斜地崩壊対策事業で299万1,000円の減額など、合わせて581万3,000円の減額であります。

教育費では、公立学校情報機器整備事業で438万9,000円の減額、小学校教育振興事業で370万円の減額、中学校教育振興事業で220万円の減額、放課後児童健全育成事業で492万1,000円の減額など、合わせて2,008万3,000円の減額などあります。

以上が、一般会計補正予算（第6号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、教育委員会事務局関連では、

問 児童クラブ送迎業務委託について、業者委託から職員である公務員による送迎になったということだったが、安全確保や補償はどのようにになっているのか。

答 公用車を用いての送迎については、これまでも職員によるスクールバスの運行を行っており、その実績を基に安全確保には注意している。なお、公用車は全て共済組合に加入しており、無制限の対人損害賠償の保険で対応していくこととなっている。

次に、子育て支援課関連では、

問 梅の里保育園運営委託料が大幅な減額となった要因は何か。

答 当初予定していた入所児童が減ったことが大きい。また、短時間保育に変更した利用者もあった。

次に、農林水産課関連では、

問 ふるさと納税が予算額より約1億円の減額となったが、問題点をどのように把握し、検証したのか。

答 令和5年度から令和6年度にかけて、海産物や米の返礼品の増加により、ふるさ

と納税額が大幅に増えたため、令和7年度予算は7億円を目標としたが、海産物を返礼品とした納税が増えなかったことと、返礼品としての米が確保できなかったことが主な要因であると考えている。

次に、観光まちづくり課関連では、

問 SDGsまちづくり推進事業の各種補助金はあまり申請がなかったようだが、理由は何か。使いづらいと感じていたのではないか。

答 この事業は2か年事業の2年目で、まだ活用されていない集落には8月に再度通知をしたが申請はなかった。活用したい項目がないという意見もあった。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第2号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ621万2,000円を増額し、予算の総額を13億8,089万4,000円とするもので、歳入の主なものは、国民健康保険税が1,341万3,000円の増額、繰入金が699万3,000円の減額などであります。

歳出は、基金積立金の増額であります。

議案第3号「令和7年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ890万2,000円を増額し、予算の総額を2億5,706万6,000円とするもので、歳入は後期高齢者医療保険料が1,060万4,000円の増額、繰入金が170万2,000円の減額であります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

議案第4号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第4号）」は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ392万5,000円を減額し、予算の総額を19億7,133万8,000円とするもので、歳入の主なものは、介護保険事業勘定の繰入金が261万6,000円の減額、介護保険サービス事業勘定のサービス収入が235万4,000円の減額などであります。

歳出の主なものは、介護保険事業勘定の総務費が261万6,000円の減額、介護保険サービス事業勘定のサービス事業費が191万1,000円の減額などであります。

議案第5号「令和7年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に6,000円を増額し、予算の総額を173万6,000円とするもので、基金利子の増によるものです。

議案第6号「令和7年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第3号）」は、既定

の歳入歳出予算の総額からそれぞれ450万円を減額し、予算の総額を5,566万3,000円とするものです。歳入は繰入金の減額、歳出は土地開発事業費の減額であります。

議案第7号「令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第4号）」は、資本的収入において企業債で9,650万円の減額、資本的支出において建設改良費で8,758万8,000円を減額するものです。

議案第8号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第4号）」は、資本的収入において補助金で4,960万円を増額、企業債で3,740万円を増額するものです。また、資本的支出において建設改良費で8,700万円を増額するものです。

議案第9号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第3号）」は、収益的収入において医業収益で5,936万円を減額、医業外収益で138万5,000円を増額し、収益的支出において医業費用で1,846万5,000円を減額するものです。また、資本的収入において出資金で3,883万3,000円を増額するものです。

次に、特別会計及び企業会計における主な質疑であります。質疑はなく、質疑を終結し、議案第2号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から、議案第9号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第3号）」までの8議案について、それぞれ討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全議案、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（熊谷勘信議員）

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第1号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第6号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号「令和7年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号「令和7年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第4号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号「令和7年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号「令和7年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第3号）」

は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和7年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号「令和7年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第4号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号「令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第4号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対の議員は反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。

明日６日から１８日までの１３日間、休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

よって、明日６日から１８日までの１３日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 ４時０８分 散会）